
くみやま“あい”をつなぐ絆プラン

久御山町第4期地域福祉計画

久御山町第5期地域福祉活動計画

令和8年3月

久御山町・久御山町社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化の急速な進行による人口減少社会への突入、核家族化の進行、人々の価値観の多様化を背景として、社会全体が大きく変貌し続けています。本町でも、地域で暮らす人々の世帯構造の変化や就労形態、ライフスタイルなどの多様化により、地域住民相互のつながりや助け合いの希薄化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、高齢者・障害者・こども、さらには制度の狭間で福祉サービスに結びつかないケースや、育児と介護の両立など、複雑化・複合化された課題への対応が求められています。

こうした状況の中、国においては、これまでの制度・分野の枠や支え・支えられる関係を超えて、人と人、社会がつながり、生きがいや役割を持って互いに助け合う「地域共生社会」の実現を掲げ、誰もが地域で孤立せずに安心して暮らせるよう、包括的な支援体制の構築を提唱しています。

久御山町と久御山町社会福祉協議会では、「みんなでつくろう安心していきいき暮らせる町」を基本理念とした「くみやま“あい”をつなぐ絆プラン」を策定し、各種福祉施策や活動を推進している中、新たに令和8年度からの10年間を計画期間とする「くみやま“あい”をつなぐ絆プラン」を策定することとしました。

久御山町及び久御山町社会福祉協議会は、この計画に基づいて幅広い住民・関係機関・団体の方々と手を携えながら、地域福祉の推進に努めていくとともに、状況に合わせて、計画の進捗状況を適正に管理しながら、取組を進めていきたいと考えます。

つきましては、住民の皆様、関係機関・団体の皆様には、ぜひ今後もより一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました多くの住民の皆様をはじめ、各団体及び策定委員の皆様にご多大なるご協力、ご尽力を賜りましたことに対しまして、心よりお礼申し上げます。

令和8年3月

久 御 山 町

社会福祉法人 久御山町社会福祉協議会

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定方法	4
5 計画の進行管理	5
第2章 久御山町の現状と課題	7
1 統計データからみる現状と課題	8
2 アンケート調査結果からみる現状と課題	12
3 関係団体調査結果からみる現状と課題	19
4 各施策進捗評価	21
5 久御山町の地域福祉における課題まとめ	24
第3章 計画の基本理念と基本方針	25
1 基本理念	26
2 計画の基本方針	27
第4章 地域福祉推進に向けた具体的な取組	29
1 施策体系	30
2 8つの柱の方針・考え方	31
3 地域福祉計画における町の具体的な取組内容	36
4 地域福祉活動計画における社会福祉協議会の具体的な取組内容	50
第5章 自殺対策への取組（自殺対策計画）	63
1 策定の趣旨	64
2 位置づけ	64
3 久御山町の現状	64
4 町の具体的な取組内容	65
5 社会福祉協議会の具体的な取組内容	67
6 数値目標	67
第6章 成年後見制度利用促進への取組（成年後見制度利用促進計画）	69
1 策定の趣旨	70
2 位置づけ	70
3 久御山町の現状	71
4 町の具体的な取組内容	72

5	社会福祉協議会の具体的な取組内容	73
6	数値目標	74
資料		75
1	久御山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	76
2	策定経緯	77
3	用語説明	78

※掲載する図表の一部は、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合や合計が100%にならない場合があります。

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の背景と目的

我が国では、人口減少・少子高齢化の進行、核家族や共働き世帯の増加、価値観や生活習慣の多様化等の変化によって、地域住民同士のつながりが弱まることが懸念されています。

一方で、経済的困難や孤独・孤立等の個人や世帯が抱える課題は多様化し、さらに 8050 問題やダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラーといった従来の制度では対応が難しい複雑化・複合化した課題への対応が求められています。しかし、労働人口の減少により福祉分野においても従事者不足や次世代の担い手不足といった課題が生じています。

こうした課題に対応するため、国では地域共生社会の理念を「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ」として掲げ、包括的な支援体制の整備等の取組を推進してきました。

本町においても、久御山町及び久御山町社会福祉協議会で「くみやま“あい”をつなぐ絆プラン」を策定し、複雑化・複合化した課題への対応や、基本理念として掲げている「みんなでつくろう 安心していきいき暮らせる福祉のまち」の実現をめざし、各種福祉施策や活動を進めてきました。

このような中、「くみやま“あい”をつなぐ絆プラン」の計画期間が令和7年度末で満了することを受け、今後も、住民同士がつながりを持ち、支え合いながら安心して暮らせるあたたかい地域づくりを推進するため、令和8年度から10年間を計画期間とする新たな「くみやま“あい”をつなぐ絆プラン（以下、「本計画」とします。）」を策定することとしました。

本計画は、福祉の上位計画であり、身近な地域の福祉に関する様々な課題の解決に向けて、住民や町・町社協・福祉関連団体等が連携し、互いに助け合いながら地域福祉活動に取り組んでいくための指針であるとともに、住民、各団体・事業者、町、町社協各々が協働して、お互いを認め合い助け合える「絆」のある地域社会をめざし、誰もが安心していきいきと暮らせるまちを実現するための方向性を示すものです。

久御山町では、誰一人取り残さず、誰もが安心して暮らせる地域であり続けるため、全世代・全員の活躍を促進しながら各種福祉施策の推進を図り、一層の地域福祉の充実に取り組みます。

また、久御山町社会福祉協議会では、高齢者、障害者、こどもなどすべての人々が安心して地域で暮らしていけるよう、住民に寄り添いながら、相談したいときに頼りにされるよう組織の強化に努め、地域福祉活動計画の推進を図ります。

2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画で、地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」を定める計画です。

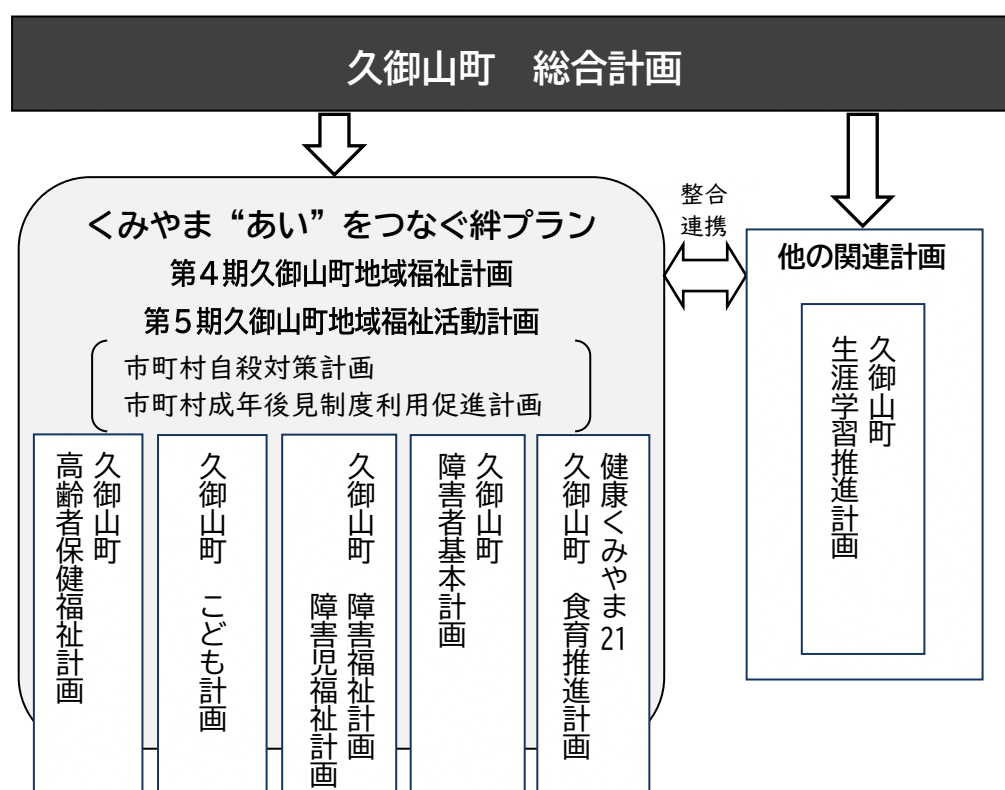
「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するもので、地域住民や住民組織、ボランティア、NPOなどの関係団体、事業所などが相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な「活動」や「行動」を定める計画です。

久御山町と久御山町社会福祉協議会は、地域福祉の理念と仕組みを示す「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、本町における地域福祉の基本理念と基本方針を共有しつつ、すべての住民が幸せに暮らせるよう、人と人とのつながりを基本として、困ったときに助け合える関係づくりや、お互いを支え合う地域福祉の推進をめざします。

(2) 関連する計画と地域福祉計画・地域福祉活動計画との関係

「地域福祉計画」は「久御山町第6次総合計画」（計画期間：令和8年度～令和17年度）を上位計画とし、整合性を図り策定します。また、「こども計画」（計画期間：令和7年度～令和11年度）、「第4次障害者基本計画」（計画期間：令和3年度～令和8年度）、「第10次高齢者保健福祉計画」（計画期間：令和6年度～令和8年度）等の、福祉関連の個別計画の上位計画として策定する計画となります。

また、本計画には、自殺対策基本法第13条の規定に基づき策定する「市町村自殺対策計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき策定する「市町村成年後見制度利用促進計画」としての内容を含みます。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、取組や指標については、令和12年度に進捗状況の点検・評価を行います。また、大きな社会状況の変化などがあつた際には、計画期間中においても、必要に応じた見直しを行う場合があります。

令和（年度）	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
計画期間	第4期久御山町地域福祉計画・第5期久御山町地域福祉活動計画									
					点検・評価					

4 計画の策定方法

（1）「久御山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」の開催

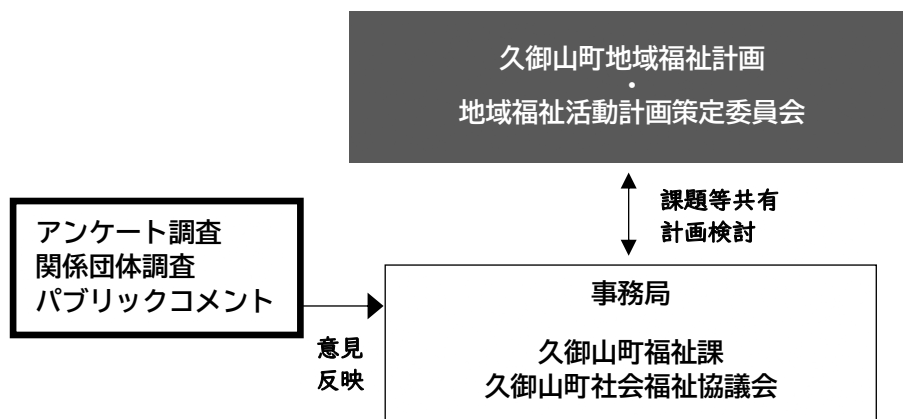
計画の策定にあたっては、有識者、保健・福祉の関係者、各種地域福祉関連団体の代表者、行政関係者による「久御山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を開催し、検討を行いました。

（2）アンケート調査等の実施

計画の策定に向けて、住民の現状や地域福祉に関する考え方等を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、地域福祉関係団体の地域における課題等についての調査を実施しました。

（3）パブリックコメント実施

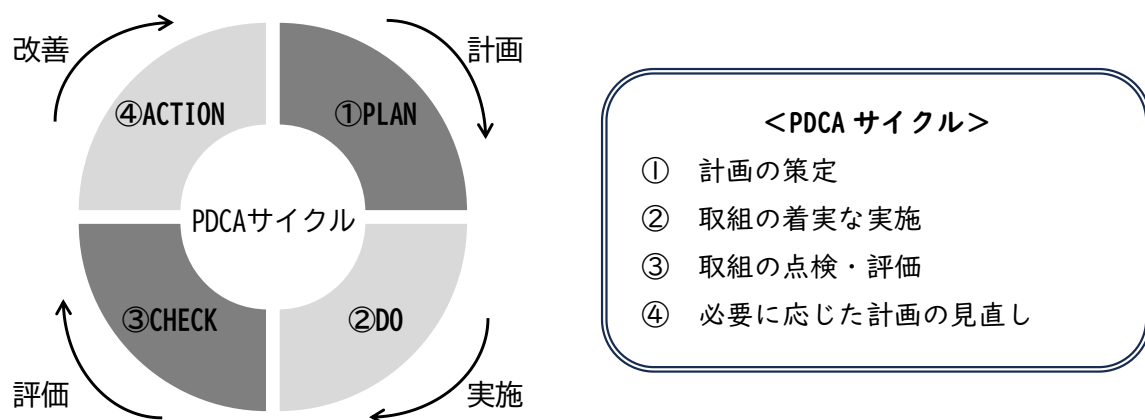
計画について広く住民の声を把握するため、計画案をホームページに掲載するとともに、役場等で閲覧できるようにするなど、パブリックコメントを実施しました。



5 計画の進行管理

この計画に記載の施策については、町及び町社協の職員等によって毎年度の進捗状況の評価を行い、次年度に向けた検討を行います。

また中間年度（令和12年度）においては評価委員会を開催し、各事業計画の進捗状況や達成状況と計画上の目標を比較して評価を実施し、以降の取組や次回の計画へ反映させることとします。



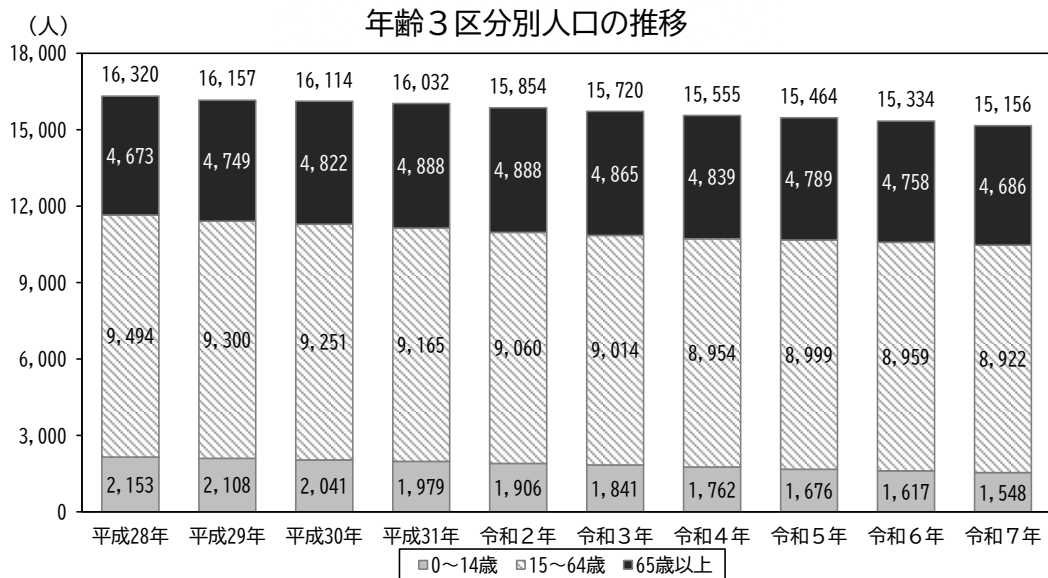
第2章 久御山町の現状と課題

Ⅰ 統計データからみる現状と課題

(Ⅰ) 人口・世帯の推移

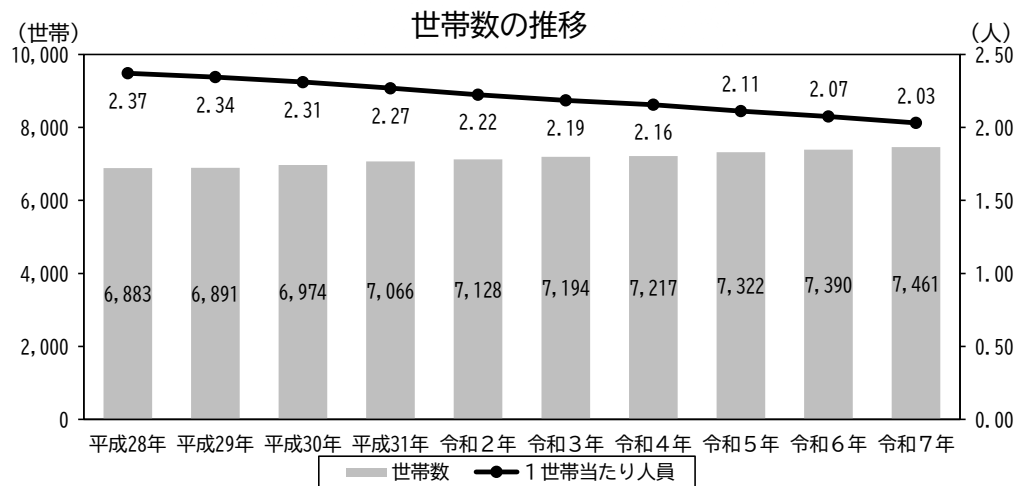
人口は減少して推移しており、令和7年は15,156人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は一貫して減少、生産年齢人口（15～64歳）は増減しながら減少しています。老年人口（65歳以上）は平成31年まで増加していましたが、令和3年から減少に転じています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

世帯数は増加して推移している一方、1世帯当たり人員は減少して推移しています。令和7年の世帯数は7,461世帯、1人当たり人員は2.03人となっています。

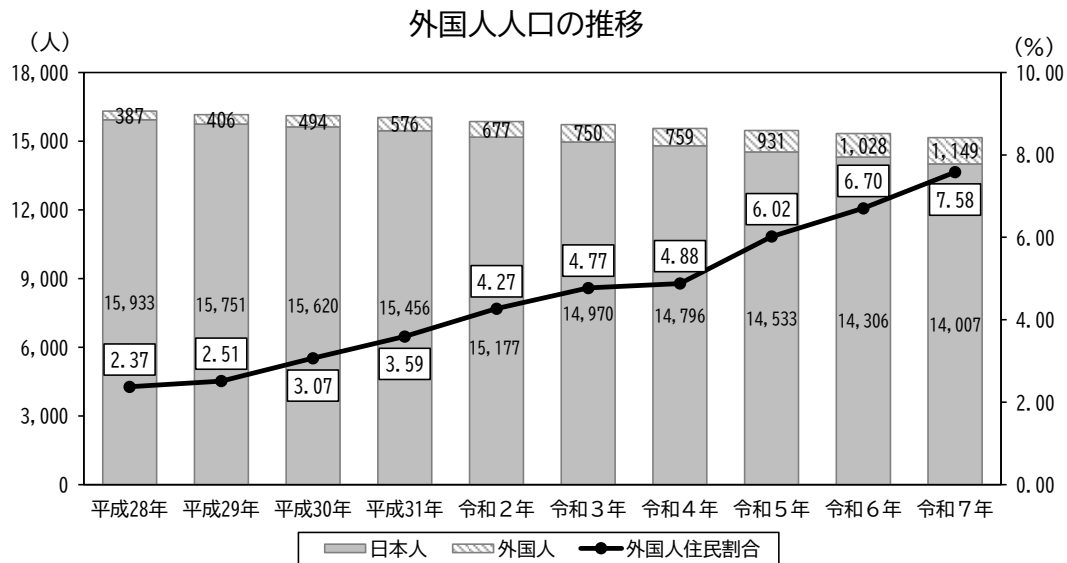


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



高い高齢化率が続き、全世代・全員が活躍できる社会づくりが必要
世帯縮小により世帯内での課題対応能力が低下、地域での支え合いが必要

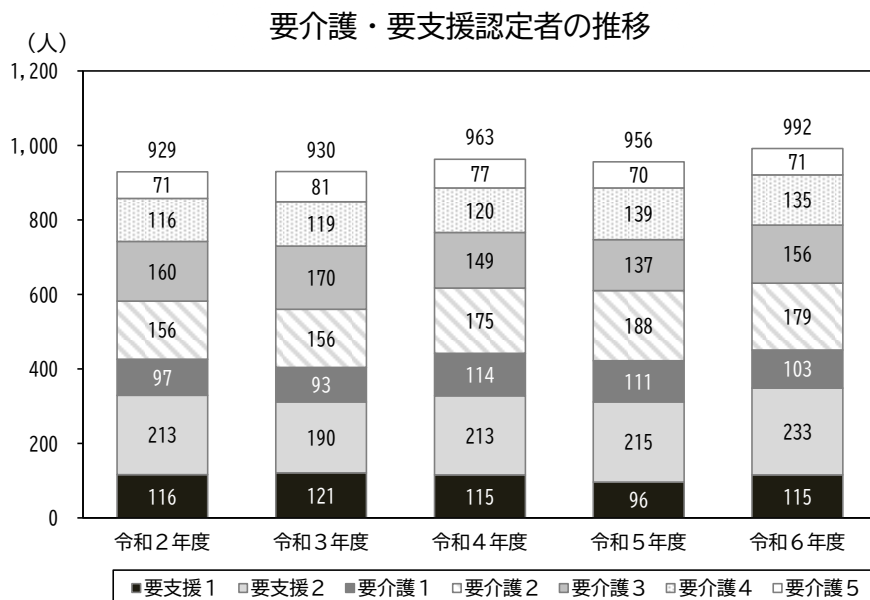
外国人人口についてみると、平成28年の387人から令和7年の1,149人と約3倍に増加しています。令和7年の外国人住民割合は7.58%となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（2）要介護・要支援認定者の推移

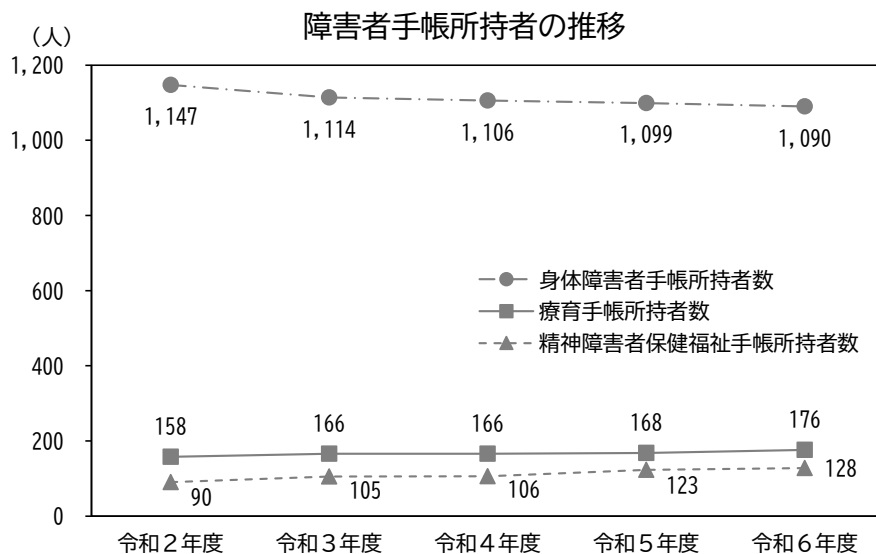
要介護・要支援認定者数についてみると、増減しながら増加傾向で推移しています。



資料：介護保険事業状況報告月報（各年度9月末現在）

(3) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数についてみると、身体障害者手帳所持者は減少していますが、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は緩やかに増加しています。



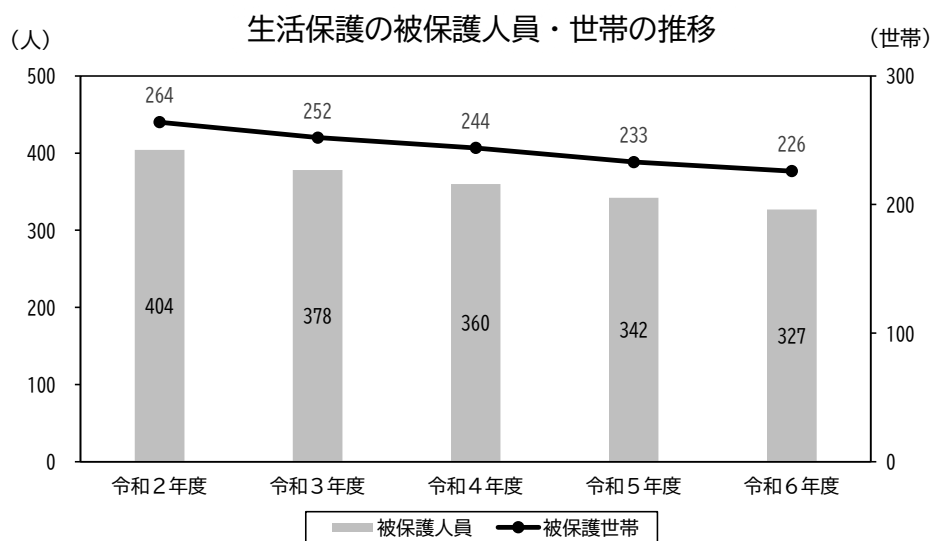
資料：手帳交付台帳登載者数（京都府）（各年度末現在）



支援を必要とする方が増加、また多様化しており、多様な個性や価値観を認め合う意識の醸成や支援体制の充実が必要

(4) 生活保護の状況

生活保護の被保護人員、被保護世帯ともに減少して推移しています。



資料：福祉課（各年度末現在）

(5) 要保護児童生徒の状況

小中学校児童生徒数及び要保護児童生徒、準要保護児童生徒数はともに減少傾向で推移しています。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要保護・準要保護児童生徒合計	児童生徒数	333	322	296	266	244
	就学援助率	29.5%	29.2%	28.0%	26.7%	25.8%
要保護児童生徒	児童生徒数	48	42	34	39	32
	就学援助率	4.3%	3.8%	3.2%	3.9%	3.4%
準要保護児童生徒	児童生徒数	285	280	262	227	212
	就学援助率	25.3%	25.4%	24.8%	22.8%	22.4%
小中学校児童生徒総数		1,128	1,103	1,058	997	945
小学校児童生徒数		697	670	653	626	595
中学校児童生徒数		431	433	405	371	350

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

2 アンケート調査結果からみる現状と課題

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたって、町内にお住まいの皆様のお考えやご意見をお聞かせいただき、計画策定のための基礎資料とするため、アンケートを実施しました。

(2) 調査対象と実施概要

調査対象と実施概要は以下のとおりです。

調査の対象	調査期間	実施方法
町内にお住まいの18歳以上の方 1,200人(無作為抽出)	令和7年2月上旬～ 2月25日	郵送での配布・回収 (調査票に二次元コードを記載し、 WEBでの回答も可とした)

(3) 配布と回収状況

調査票の配布と回収の状況は以下のとおりです。

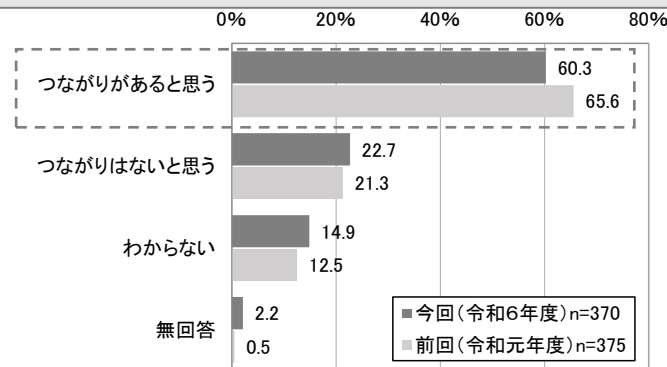
配布数	回収数		回収率
	有効回収数	白票	
1,200	合計 370 (紙 279、WEB 91)	0	30.8%

(4) 結果からみる現状と課題

Point 1 「地域とのつながりがある」と感じる割合は約6割。しかし、若年層や居住年数が短い方では低い割合。

- 「地域とのつながりがある」と感じる割合は、前回と比較し減少しているものの60.3%と過半数となっています。一方、「地域とのつながりはない」と感じる割合は、全体としてみると22.7%となっていますが、18～29歳では71.4%、居住歴が2年以上5年未満では42.1%、5年以上10年未満では40.0%と高くなっています。

設問:あなたは地域とのつながりがあると思いますか。(単数回答)



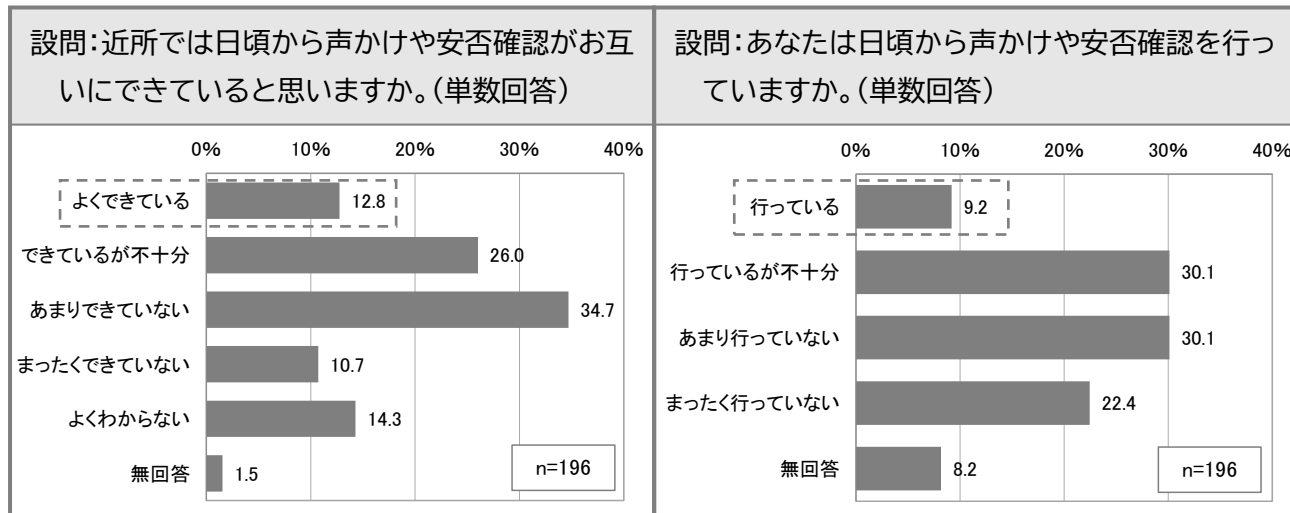
	合計	つながりがあると思う	つながりはないと思う	わからない	無回答
全体	370	223	84	55	8
	100.0%	60.3%	22.7%	14.9%	2.2%
年齢	18～29歳	21	5	15	1
		100.0%	23.8%	71.4%	4.8%
	30～49歳	71	37	19	14
		100.0%	52.1%	26.8%	19.7%
	50～69歳	109	72	17	20
		100.0%	66.1%	15.6%	18.3%
	70歳以上	167	109	33	20
		100.0%	65.3%	19.8%	12.0%
居住年数	2年未満	9	5	3	1
		100.0%	55.6%	33.3%	11.1%
	2年以上5年未満	19	7	8	4
		100.0%	36.8%	42.1%	21.1%
	5年以上10年未満	30	11	12	7
		100.0%	36.7%	40.0%	23.3%
	10年以上20年未満	49	25	16	8
		100.0%	51.0%	32.7%	16.3%
	20年以上50年未満	166	96	38	28
		100.0%	57.8%	22.9%	16.9%
	50年以上	91	77	6	7
		100.0%	84.6%	6.6%	7.7%



「地域とのつながりがある」方が多いことを活かしながら、若年層や転入者も含めた地域とのつながりの促進が必要

Point 2 日頃からの声かけや安否確認は「よくできている」が約1割。今後もひとり暮らし高齢者をはじめとした要配慮者への対応は重要。

○地域における日頃からの声かけや安否確認は、「よくできている」が12.8%にとどまっています。また、実際に自身の声かけや安否確認の実施状況は「行っている」が9.2%となっています。

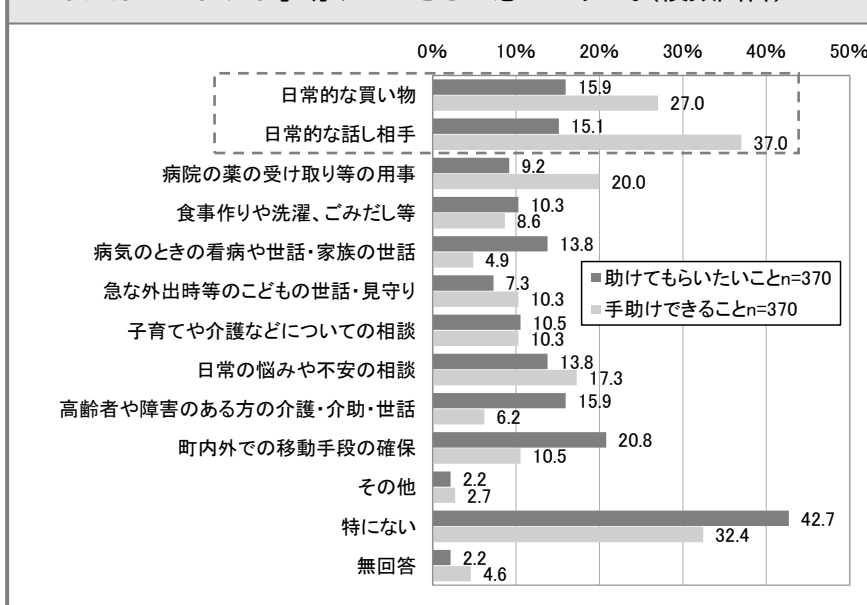


住民一人ひとりが、日頃からの声かけや安否確認を行える仕組みづくり、意識の醸成が必要

Point 3 手助けできると感じている方が多いのは「話し相手」や「買い物」、助けてもらいたいと感じている方より多くいる状況。

○手助けできることとしては、「日常的な話し相手」が37.0%、「特にない」が32.4%、「日常的な買い物」が27.0%と多くなっています。これに対して助けてもらいたいことは「日常的な話し相手」が15.1%、「日常的な買い物」が15.9%となっています。

設問: 地域の人に手助けしてもらいたいことはありますか。また、あなたはどのような手助けができますと思いますか。(複数回答)

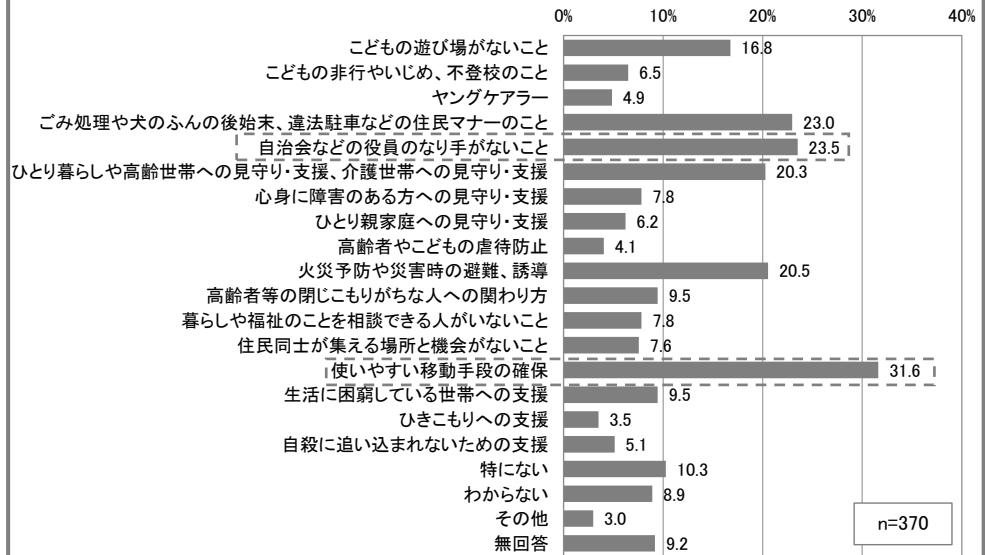


「手助けできること」が「助けてもらいたい」を上回っていることについてコーディネートすることで、地域のつながりづくりのきっかけとなる可能性

Point 4 何とかしなくては、と感じているのは「移動手段」。次いで「自治会などの役員のなり手不足」。

○これは何とかしなくてはいけないと感じているのは「使いやすい移動手段の確保」が31.6%と最も多くなっています。次いで「自治会などの役員のなり手がなく」が23.5%となっています。

設問:地域で、「これは何とかしなくてはいけないのでは」と感じている課題は何ですか。(複数回答)

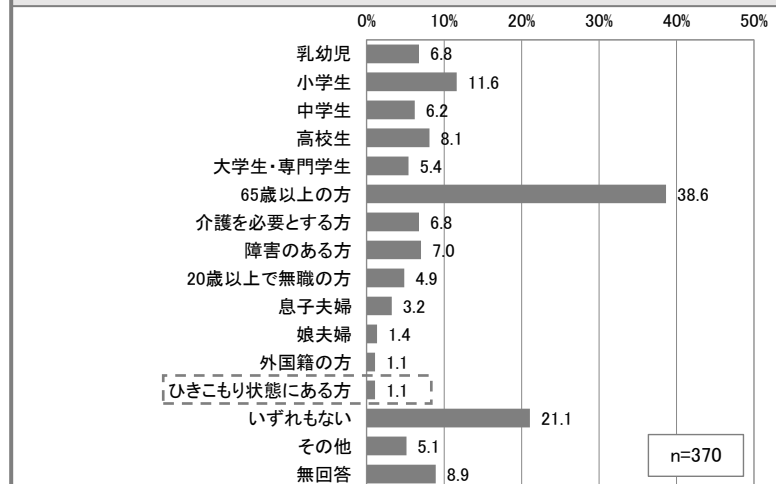


住民の生活に沿った移動手段の確保方策への検討が必要
地域活動を担う人材の確保・育成が必要

Point 5 少数ではあるものの、ひきこもり状態にある方がいる。

○一緒に住んでいる方の中に入者方として「ひきこもり状態にある方」が1.1%となっています。

設問:一緒に住んでいる方の中に次のような方(本人も含みます)はおられますか。(複数回答)



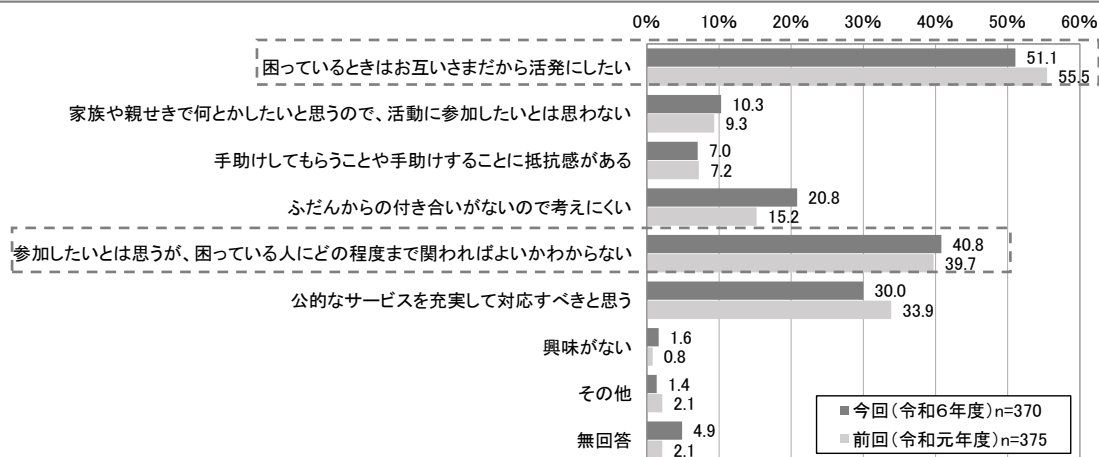
従来の制度の対象になりにくい課題を有する方に対しての支援体制の整備が必要

Point6 地域活動・住民活動は「活発にしたい」と考える方が過半数。しかし「時間的余裕のなさ」が理由となり参加できない方も多い。活動につなげるための方法として情報提供の充実や時間の短さ・時間帯の柔軟さを求める意見が多い。

○地域の人同士の助け合い・支え合いの活動については「困っているときはお互いさまだから活発にしたい」が51.1%と最も多くなっていますが、「参加したいとは思いますが、困っている人にどの程度まで関わればよいかわからない」も40.8%となっています。

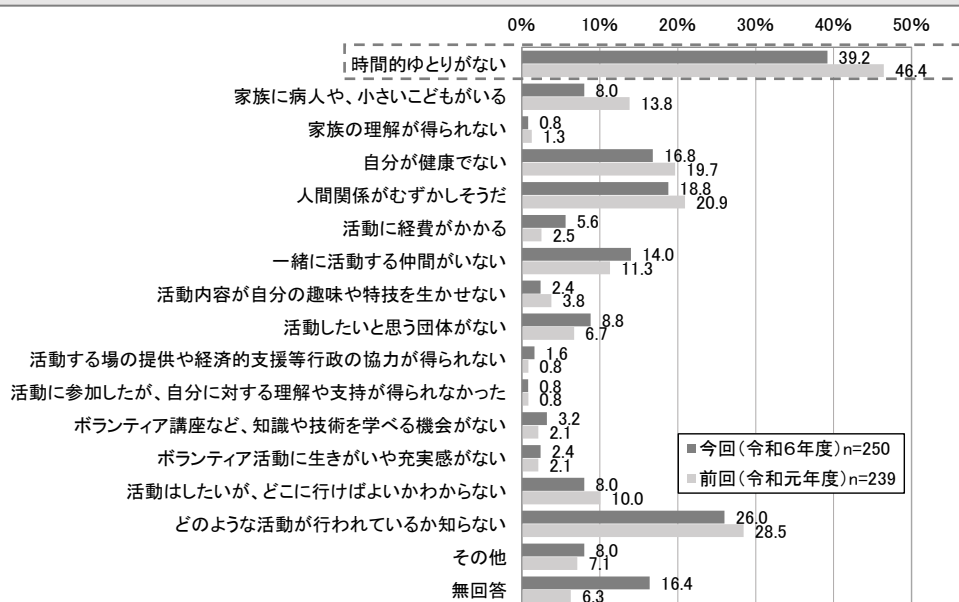
○「時間的ゆとりがない」ことで、住民活動に参加していない方が39.2%となっています。

設問:地域の人同士の助け合いや支え合いの活動について、どのように思いますか。(複数回答)



設問:住民活動に参加しない理由は何ですか。(複数回答)

【住民活動に参加したことがない方・現在は参加していない方限定】



設問:どのような支援や環境があれば活動に参加できると思いますか。(記述回答)

上位2項目	
情報提供の充実 14件	時間が短い、自由 10件



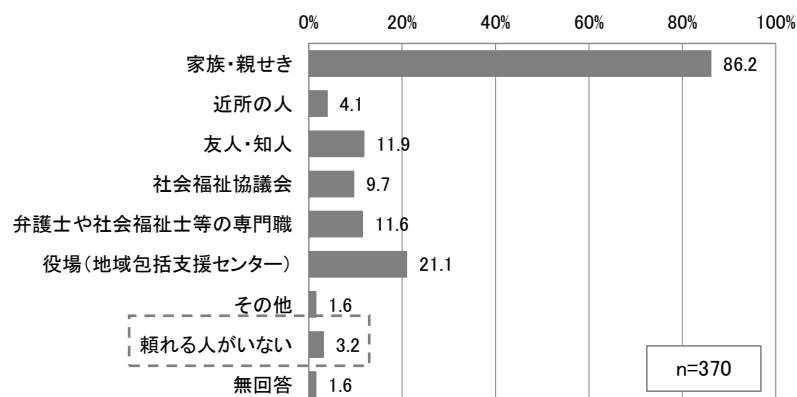
活動に関する周知や気軽に参加できる短時間の活動を検討していくことで、参加の機会を増やしていくことが必要

Point 7 判断能力が十分でなくなったときに頼れる人がいない方がいる。また、将来的に自身の判断能力が不十分となった場合に成年後見制度を利用したいかどうかについて「わからない」方が約半数。

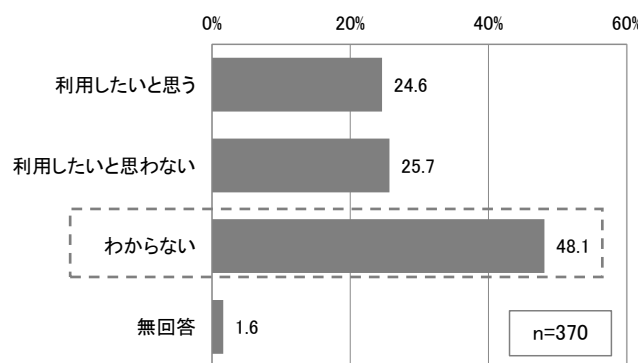
○自分自身や家族の判断能力が不十分となったときに頼る人は「家族・親せき」が86.2%と最も多くなっている一方で、「頼れる人がいない」とした人が3.2%となっています。

○将来的に自分自身の判断能力が不十分となったときに成年後見制度を利用したいと思うかでは、「わからない」が48.1%と最も多くなっています。

設問:あなたやご家族の判断能力が十分でなくなったとき、誰を頼りますか。(複数回答)



設問:将来的にあなた自身の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。(単数回答)



成年後見制度についての認知や理解を広げるための情報提供が必要

Point8 「地域福祉を知る機会の充実」の取組へ高い評価。「民生委員・児童委員」の認知度が増加も「ゲートキーパー」や「成年後見制度」の認知度は低い。

○地域福祉推進の項目について評価できると回答した割合が多い項目は「地域福祉について学ぶ場と知る機会づくり【地域福祉を知る機会の充実】」であり、評価できないと回答した割合が多い項目は「誰もが地域や社会に参加しやすい環境づくり【公共交通の充実と移動手段の確保等】」となっています。

○久御山町における地域資源について「よく知っている」「大体知っている」を合わせた『知っている』割合は、社会福祉協議会では44.0%となり前回の52.0%と比較し減少しています。

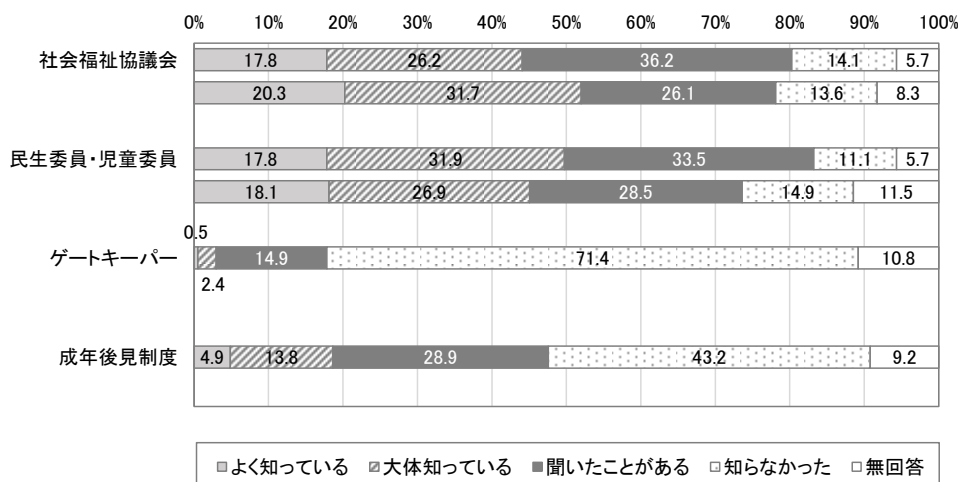
「民生委員・児童委員」では『知っている』が49.7%となっており、前回と比べ増加しています。

○「ゲートキーパー」を『知っている』が2.9%、「成年後見制度」を『知っている』が18.7%と少なくなっています。

設問：久御山町地域福祉推進の項目について「現状の取組評価」を選択ください。（単数回答）

各上位3項目		
	評価できる	評価できない
1位	地域福祉について学ぶ場と知る機会づくり 【地域福祉を知る機会の充実】	誰もが地域や社会に参加しやすい環境づくり 【公共交通の充実と移動手段の確保等】
2位	誰もが安心して暮らすことができる環境づくり 【住みよい地域環境づくり】	誰もが安心して暮らすことができる環境づくり 【住みよい地域環境づくり】
3位	地域福祉について学ぶ場と知る機会づくり 【福祉教育・道徳教育の推進と青少年健全育成】	誰もが地域や社会に参加しやすい環境づくり 【ユニバーサル・デザインのまちづくり】

設問：久御山町にある地域資源を知っていますか。（単数回答）



上：今回（令和6年度）n=370
下：前回（令和元年度）n=375
※グラフが1本だけの項目は
前回調査無し

地域福祉に関する周知活動を引き続き行い、久御山町における地域福祉の取組を知っていただくことで、さらなる地域福祉の推進につなげることが必要

3 関係団体調査結果からみる現状と課題

(1) 調査概要

本計画の策定にあたって、町内で活動する関係団体のお考えやご意見をお聞かせいただき、計画策定のための基礎資料とするため、アンケートを実施しました。

(2) 実施概要と回収状況

調査対象と実施概要は以下のとおりです。

調査の対象	調査期間	実施方法	回収数
町内で活動する関係団体 32 団体	令和7年 10 月上旬～ 10 月 24 日	郵送での配付 FAX または郵送での回収	19

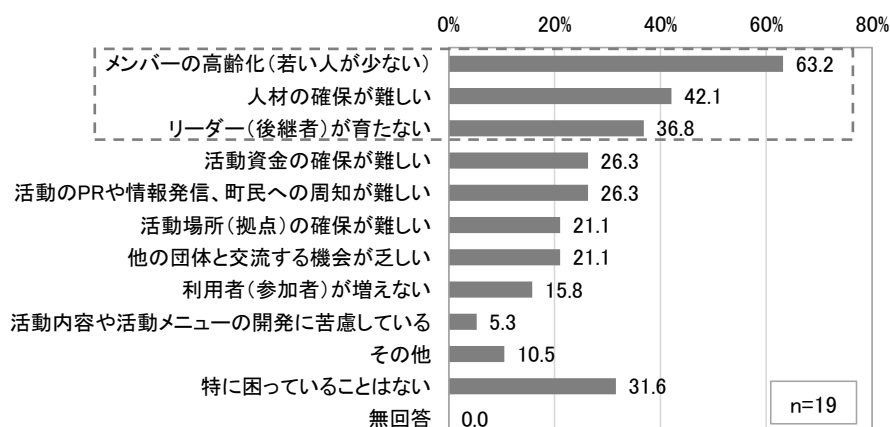
(3) 結果からみる現状と課題

Point 1 関係団体が持つ課題は人材に関することに集中。活動資金や場所、活動の周知や他団体との交流に課題がある団体もある。

○関係団体が持つ活動や運営にあたっての課題は、「メンバーの高齢化（若い人が少ない）」が 63.2%と最も多くなっており、次いで「人材の確保が難しい」が 42.1%、「リーダー（後継者）が育たない」が 36.8%となっています。

○「活動資金の確保が難しい」、「活動の PR や情報発信、町民への周知が難しい」がそれぞれ 26.3%となっています。

設問:活動や運営にあたっての課題は何ですか。(複数回答)

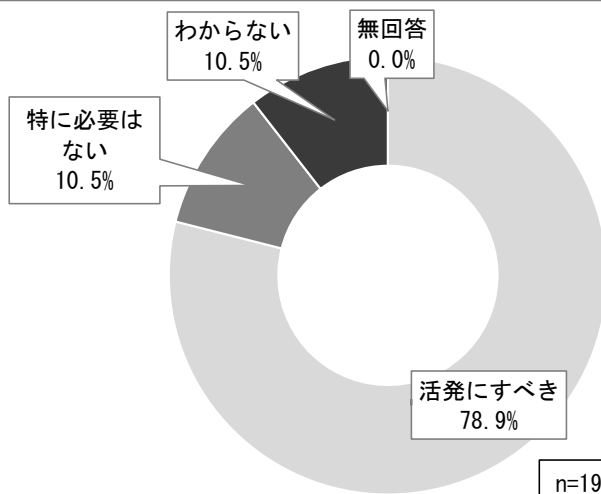


地域福祉活動を継続していくため、地域福祉に関する周知による参加の促進や活動しやすい環境づくりが必要

Point 2 関係団体同士の連携について、活発にすべきと考える団体が約8割。

- 地域で活動する団体同士の連携やネットワーク形成については、「活発にすべき」と考えている団体が78.9%と多数となっています。
- 各団体では住民同士のつながりに関する取組が多く行われており、今後の取組についても検討されています。

設問：身近な地域で様々な活動を行っている団体同士が連携することについてどう考えますか。（単数回答）



住民同士や関係団体同士等 つながりに関する現在の取組	住民同士や関係団体同士等 つながりに関する今後できる取組
情報交換、共有、相談など伴走支援 地域ごとでの交流の場を設ける 友愛訪問、声かけ 演奏活動 手話・日本語等の指導 障害福祉施設での交流 居場所づくり（こどもから大人）	地域住民との意見交換 地域ごとで活動できる体制づくり グランハットのホールを活用したイベント 居場所づくりの拡充



関係団体の活動に関する情報を共有する、ともに活動する機会を設ける等、つながりづくりを進めていくことが重要

Point 3 地域福祉推進のためには、住民の参加のしやすさや団体の活動のしやすさのほか、関係団体同士が連携を深めることが重要。

設問：今後、地域福祉を進めていくために必要になると思われることは何ですか。（記述回答）

- 様々な課題を抱えている住民が増える中、相談する場集う場が不足していると思う。行政、社協だけでなく、福祉施設など民間が出来る様な支援を作っていくべきだと思う。
 - ボランティア、個人・団体のネットワーク、他のボランティアを知る、学ぶなどを直接ふれる機会があると良い。
 - 行政にできること、社協ができることの範囲を明確にし、「民間団体につなぐ、連携する、委託する」という仕組みをつくる。
 - ゆうホール使用料の免除やWi-Fiの設置。
 - 健康づくりや居場所づくりの取組。
 - 移動手段の確保。
- 等



関係団体の連携を深め福祉をつなぐネットワークを強化し、様々な住民の課題に対応できる体制づくりが必要

4 各施策進捗評価

指標に関する評価

(1) 評価の方法

「くみやま“あい”をつなぐ絆プラン」において設定した目標値について、以下の3段階での評価を行いました。

評価 基準	A	目標達成
	B	達成であるが目標に向けて近づいて（維持して）いる
	C	目標に向けて遠ざかった

(2) 評価の結果

A評価が20.0%、B評価が44.0%、C評価が36.0%となっており、全体の64.0%が目標に向けて進捗（A評価+B評価）している状況です。

※見守りふくろう隊員数は事業廃止のため、評価の対象外としています。

指標名	単位	基準値	目標値	現状値	評価
		R1	R7	R6	
1 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり					
自治会単位での福祉防災マップの作成か所	か所	3	5	2	C
要支援者等宅への防火訪問の実施（延べ職・団員数）	世帯	249	250	150	C
認知症サポーターの養成人数	人	2,309	2,400	2,984	A
公園整備	か所	46	50	45	C
絆見守りネットワーク参画企業・事業所の拡充	組織	120	130	123	B
家族介護者交流事業参加者	人	32	40	20	C
2 誰もが地域や社会に参加しやすい環境づくり					
ささえ愛移送サービスの利用回数	回/年	270	300	193	C
ささえ愛サービス（家事支援）の利用時間	時間/年	36	50	23	C
買い物支援ボランティア活動者	人	14	50	14	B
3 地域住民の交流の場づくり					
自治会への加入割合	%	49.6	60.0	42.2	C
傾聴ボランティア活動の利用人数	人	2	10	3	B
見守りのふくろう隊員数	人	381	400	-	-
誰でもサロン活動実施か所数	か所	9	15	17	A
ミニデイサービス参加者数	人	1,666	1,800	1,813	A
いきがい大学参加者数	延べ人数	1,851	1,900	965	C
4 地域福祉について学ぶ場と知る機会づくり					
地域福祉懇談会開催数	か所	3	12	10	B
地域福祉についての広報回数	回/年	10	15	10	B
5 私もかかわるまちづくりの推進					
町内のサークルなどの会員数	人	330	340	239	C
ボランティアバンク登録者数	人	299	350	303	B
ボランティアバンク登録団体数	団体	26	30	29	B
げんきサポーター研修受講者数	人	0	100	0	B
6 地域福祉推進体制の強化					
障害者相談支援事業所	か所	3	3	3	A
ケアマネジャー研修会の開催	回	2	6	3	B
7 誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり					
自殺者数	人	1	0	0	A
8 成年後見制度利用促進					
成年後見制度についての広報回数	回/年	-	5	0	B
成年後見制度研修会の開催回数	回	-	2	0	B

取組の進捗評価

(1) 評価の方法

「くみやま“あい”をつなぐ絆プラン」における取組の実施状況について、町の各担当課と社会福祉協議会において評価をしました。

各取組に関して4つの評価基準（「計画どおりに実施＝10点」「概ね計画どおりに実施＝8点」「一部実施＝5点」「実施していない＝0点」）で点数化し、8つの柱や計画全体といった、より上位の枠組みで平均値を算出し、計画全体の検証を行いました。（社会福祉協議会は7つの柱での評価）

(2) 評価の結果（町各課評価）

評価対象	平均値
計画全体	7.44

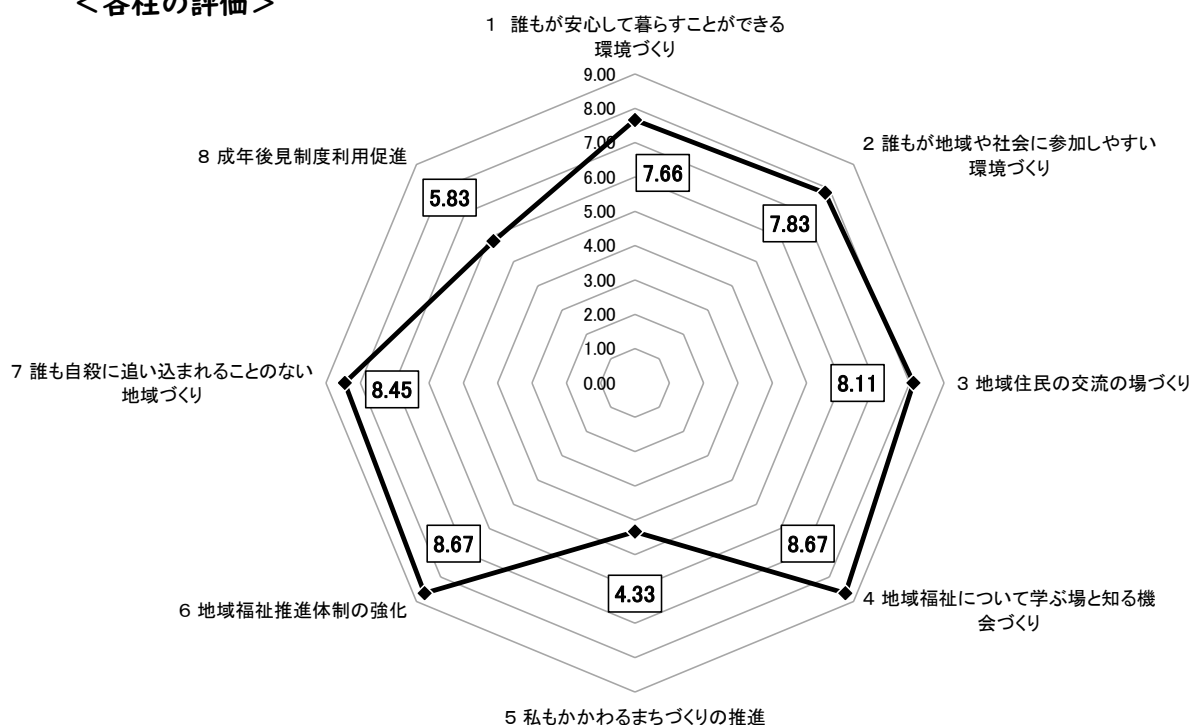
（※平均値が高いほど良い評価となる）

計画全体の評価の平均値は 7.44（「概ね計画どおりに実施」の水準）となっています。

各柱における評価は「1 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり」が7.66、「2 誰もが地域や社会に参加しやすい環境づくり」が7.83、「3 地域住民の交流の場づくり」が8.11、「4 地域福祉について学ぶ場と知る機会づくり」が8.67、「6 地域福祉推進体制の強化」が8.67、「7 誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり」が8.45 と計画全体の平均値を上回っています。

一方で、「5 私がかかわるまちづくりの推進」が4.33、「8 成年後見制度利用促進」が5.83 と計画全体の平均値を大きく下回っています。

<各柱の評価>



(3) 評価の結果（社会福祉協議会評価）

評価対象	平均値
計画全体	6.16

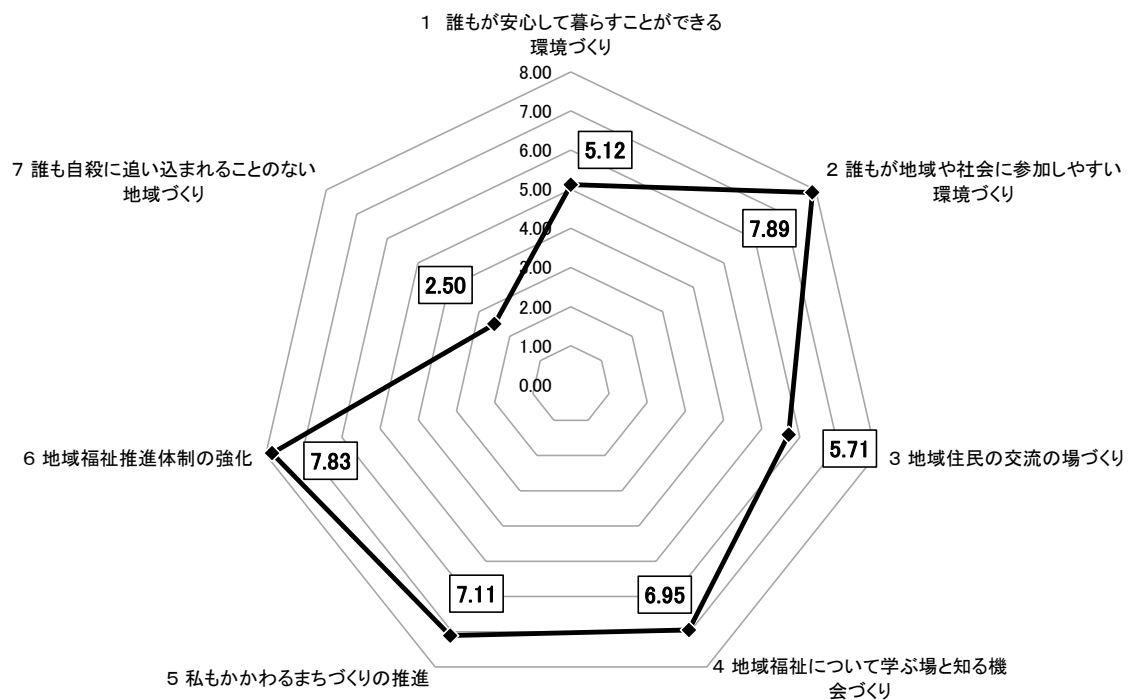
（※平均値が高いほど良い評価となる）

計画全体の評価の平均値は 6.16（「概ね計画どおりに実施」～「一部実施」の水準）となっています。

各柱における評価は「2 誰もが地域や社会に参加しやすい環境づくり」が7.89、「4 地域福祉について学ぶ場と知る機会づくり」が6.95、「5 私もかかわるまちづくりの推進」が7.11、「6 地域福祉推進体制の強化」が7.83と計画全体の平均値を上回っています。

一方で、「1 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり」が5.12、「3 地域住民の交流の場づくり」が5.71、「7 誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり」が2.50と計画全体の平均値を下回っており、「7 誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり」は最も低い評価点となっています。

<各柱の評価>



5 久御山町の地域福祉における課題まとめ

課題1 支援を必要とする方の増加や個人・世帯の抱える課題が複雑化・複合化しており、福祉をつなぐネットワークの強化や伝わりやすい情報発信に取り組むことが必要。

個人や世帯が抱える課題は経済的困難や孤独・孤立等多様化し、また、複雑化・複合化しています。従来の対象者別の制度ではこのような課題への対応が難しいため、日頃から相談支援機関が連携することで、複合化した相談内容を適した相談支援機関へ速やかに情報共有し、ともに課題解決に向けて取り組みます。

また、相談先がわからず、課題を抱え込むことがないよう、わかりやすく伝わりやすい情報発信に取り組めます。

課題2 増加や多様化が見込まれる権利擁護支援のニーズへの対応、また、支援制度の周知や理解促進に取り組むことが必要。

要介護・要支援認定者や療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、今後、権利擁護支援のニーズの増加が見込まれます。判断能力が不十分となっても、住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができるよう支援体制を構築します。

また、制度が必要となったときに円滑に相談・利用ができるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の相談窓口や制度の周知に取り組めます。

課題3 住民一人ひとりの地域福祉に関する意識の醸成を図るとともに、住民が手助けできる取組を活かすための方策が必要。

世帯の縮小の進行や福祉ニーズの多様化・複雑化がみられる中で、地域住民同士の気づきや見守り、支え合いの行動はますます重要性を増しています。

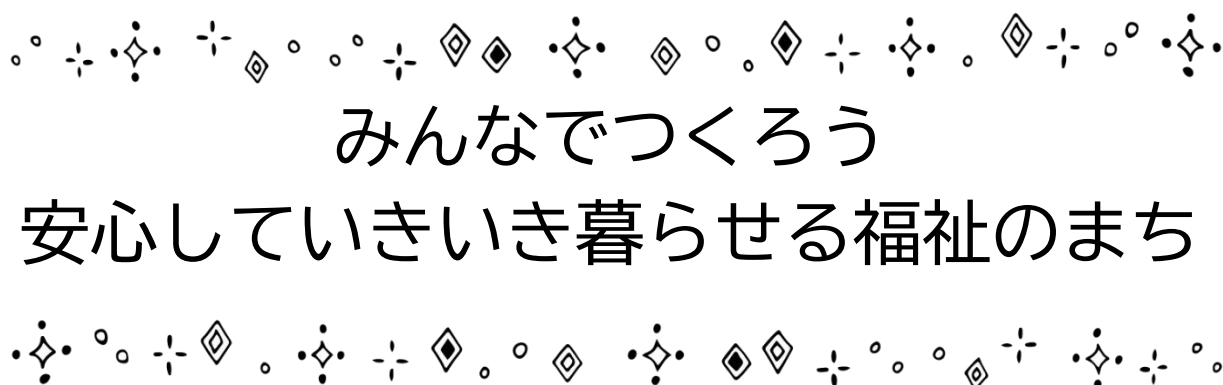
支え手や受け手に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、自分のできることを活かしながら地域の各所で支え合いが生まれるよう、住民一人ひとりが地域福祉を知り、学ぶ機会づくりに取り組みます。

課題4 地域福祉のさらなる推進に向け、地域における様々なつながりづくりに引き続き取り組むことが必要。

地域福祉を進めていくためには、住民同士のつながり、関係団体同士のつながりといった、地域における様々なつながりが重要です。現在のつながりを維持しながら、つながりをさらに広げていくために、住民が交流や活動の場に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

第3章 計画の基本理念と基本方針

I 基本理念



前計画の期間（令和3年度～令和7年度）においては、地域共生社会の実現に向けて、つながりや絆を大切にしながら「みんなでつくろう 安心していきいき暮らせる福祉のまち」を基本理念として掲げ、地域福祉を推進してきました。

しかしながら、人口減少や価値観の多様化等の変化により、地域のつながりの希薄化が懸念される状況は続いています。

複雑化・複合化した課題が顕在化する状況の中で、地域のつながりや支え合いの重要性は増していることから、本計画においても前計画の基本理念を継承するものとします。

住民一人ひとりがつながりを持ちながら、支え、支えられ、こどもから高齢者、支援を必要とする方も誰もが安心していきいきと暮らせるようなまちをめざします。

2 計画の基本方針

基本理念の実現に向け、本計画では以下の3つの基本方針を掲げ、久御山町における地域福祉の推進を図ります。

◇ 誰もが心安らぐまちにしよう ～みんなが快適に暮らせる素敵なまち～

年齢や障害の有無、支援を必要とする人もしない人も、誰もが心安らぎ、住み慣れた地域で快適に暮らしていける素敵なまちとなるよう、地域づくりを進めます。

様々な相談に対応するため町内の相談窓口等の連携を図り、福祉をつなぐネットワークを強化します。

課題1 支援を必要とする方の増加や個人・世帯の抱える課題が複雑化・複合化しており、福祉をつなぐネットワークの強化や伝わりやすい情報発信に取り組むことが必要。

課題2 増加や多様化が見込まれる権利擁護支援のニーズへの対応、また、支援制度の周知や理解促進に取り組むことが必要。

【住民アンケート】Point 5・7・8

◇ 支え合いを根付かせよう ～私もあなたも、誰かの支え～

暮らしの中で少し困ったときや発災時に避難するために誰かの手助けが必要なとき等、住民同士の支え合いが活発に行われ、地域の中で孤立することがないように、地域福祉に関する意識醸成を促進します。

課題3 住民一人ひとりの地域福祉に関する意識の醸成を図るとともに、住民が手助けできる取組を活かすための方策が必要。

【住民アンケート】Point 2・3・4・6

◇ あったかい地域にしよう ～地域の誰もが顔なじみ～

近所や自治会の地域の範囲等の中で住民同士が顔見知りで、安心して暮らし、地域の活動や交流の場に参加できるよう、外出しやすい環境づくりや地域活動を実施しやすい環境づくりを進めます。

課題4 地域福祉のさらなる推進に向け、地域における様々なつながりづくりに引き続き取り組むことが必要。

【住民アンケート】Point 1 【関係団体調査】Point 1・2・3

第4章 地域福祉推進に向けた具体的な取組

I 施策体系

本計画で掲げる基本理念と基本方針を踏まえ、その実現に向けた重要な8つの柱を基本に以下の各施策を進めます。

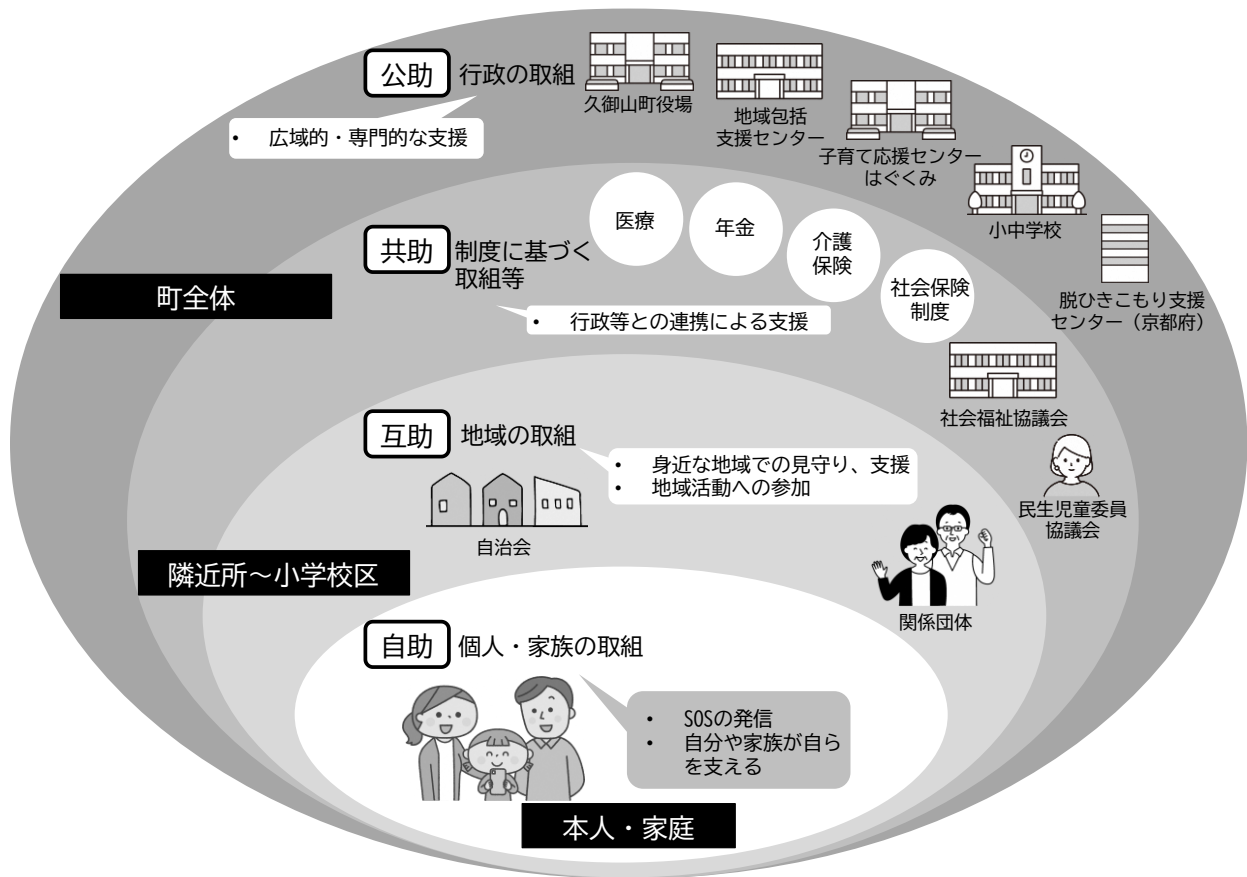
基本理念	基本方針	柱	施策
みんなでつくろう 安心していきいき暮らせる福祉のまち	誰もが心安らぐまちにしよう ～みんなが快適に暮らせる素敵なまち～	1 地域福祉推進体制の強化	(1) 包括的な相談体制の充実 ◎重点取組 (2) 地域における課題の収集と共有 (3) 福祉サービスの利用援助とケアマネジメント機能の充実
		2 誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり (第5章に明記)	(1) 自殺対策に係るネットワークの充実 (2) 住民への周知と啓発 (3) 生きることへの促進要因への支援
		3 成年後見制度の利用促進 (第6章に明記)	(1) 権利擁護にかかる体制の強化 (2) 誰もが利用しやすい制度の運用と周知の促進
	支え合いを根付かせよう ～私もあなたも、誰かの支え～	4 私がかかわるまちづくりの推進	(1) 住民による相互支援活動の展開 (2) 各種団体活動の充実とネットワークの強化 (3) 支援者をつなぐセーフティネットの構築
		5 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり	(1) 住みよい地域環境づくり (2) 安全・安心なまちづくり (3) 配慮が必要な方への支援
		6 地域福祉について学ぶ場と知る機会づくり	(1) 地域福祉を知る機会の充実 (2) 福祉教育・道徳教育の推進と青少年健全育成 (3) 人権尊重のまちづくり
	あったかい地域にしよう ～地域の誰もが顔なじみ～	7 誰もが地域や社会に参加しやすい環境づくり	(1) 公共交通の充実と移動手段の確保等 (2) ユニバーサル・デザインのまちづくり (3) 福祉情報の提供の充実
		8 地域住民の交流の場づくり	(1) 誰もが集える交流や憩いの場づくり (2) 自治会活動の推進 (3) 地域福祉・見守り活動の推進

2 8つの柱の方針・考え方

基本理念の実現に向けた取組で重要となる8つの柱の方針・考え方は以下のとおりです。

また、本町では地域福祉の推進のために必要な4つの「助」（自助・互助・共助・公助）と地域の範囲の目安を次のとおりとし、「自助・互助」、「共助・公助」それぞれの方針・考え方についてもあわせて示しています。

4つの「助」×地域の範囲



Ⅰ 地域福祉推進体制の強化

日常生活を送る上で、困りごとを抱えていたり支援を必要としたりしている方たちに、正確な情報を提供することができるよう福祉制度やサービスの周知を行います。

また、庁内の各課や町社協や関係機関、サービス事業所の連携強化をこれまで以上に図ることで、課題等を抱えた住民が身近な地域で相談することができ、自ら情報を得たり、相談したりすることが難しい方が取り残されることがないように、包括的な相談支援ネットワークを強化し、生活支援や福祉のサービスにつながるができるまちをめざします。

自助・互助 (住民)	● 困ったことがあるときは、抱え込まず相談しましょう。 ● 地域が抱える課題について考えてみましょう。そして共有しましょう。 ● 福祉サービスについて情報を入手し、活用しましょう。
共助・公助 (町と社協)	● 誰もが相談しやすい相談体制の充実を図ります。 ● 地域における課題の把握に努めます。 ● 適正な福祉サービスの提供を行います。

2 誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり

誰も自殺に追い込まれることのないよう、様々な取組を進め、久御山町における自殺対策を推進します。

こどもの自殺対策については学校や関係者が連携を図りながら、SOS の出し方に関する教育の実施や悩みを抱えるこどもを早期に支援につなぐ体制づくりを進めます。

自殺者等の名誉と生活の平穩に配慮しながら地域全体で支援します。

自助・互助 (住民)	● 一人で悩まずに相談しましょう。 ● 周りの人のちょっとした変化を気にかけてみましょう。そして、声をかけてみましょう。
共助・公助 (町と社協)	● 誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを進めます。

3 成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分となり財産の管理や、日常生活に関する支援が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるように、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的に推進します。

自助・互助 (住民)	● 自分らしい生活や権利について考えてみましょう。 ● 成年後見制度に関する情報を入手し、理解を深めましょう。
共助・公助 (町と社協)	● 誰もが相談しやすいよう窓口の体制強化に努めます。 ● 様々な媒体を活用して成年後見制度を周知します。 ● 制度を必要とする方が円滑に利用を開始できるよう支援します。

4 私もかかわるまちづくりの推進

私たちみんなにとって重要な役割である、近隣での支え合い、よりよい地域づくりなどの社会活動への参画。多くの人がそのことを大切に感じ、自分なりに積極的に「わたしたちのまち久御山」を支える役割を担っていけるまちづくりを進めます。

自助・互助 (住民)	● ボランティア活動に関する情報収集をしてみましょう。また、可能であれば、ボランティア活動に参加してみましょう。
共助・公助 (町と社協)	● 住民同士の相互支援活動が活発に行われるよう支援します。 ● それぞれの団体同士の連携を強化し、支援のセーフティネットの構築に努めます。

5 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり

久御山町は、防災、防犯や交通安全等に取り組み、子どもや高齢者、障害のある方、外国籍住民等地域のすべての人にとって安心できる住みよいまちをめざします。

また、支援や介護が必要な方やその家族が抱える様々な問題の解決や生活支援、自立支援を行うために必要なサービスを確保し、確実に提供できるまちになります。

自助・互助 (住民)	● 備蓄品の準備や避難場所の確認等、災害時の備えを日頃から行いましょう。 ● 自分の可能な範囲で、困っている方がいないか気かけましょう。
共助・公助 (町と社協)	● 誰もが安心して暮らせるまちとなるよう努めます。 ● 災害時等の有事の際も、町全体で助け合えるまちづくりを推進します。

6 地域福祉について学ぶ場と知る機会づくり

地域福祉の考え方、支え合いの精神と自主的な行動の大切さを、子どもから高齢者まで多くの人に広め、学ぶ機会を提供することで、誰もが地域福祉の担い手として活躍できるまちになります。

自助・互助 (住民)	● 地域福祉に関する情報を積極的に入手しましょう。また、講座等の学びの場にも参加してみましょう。 ● 福祉・道德・人権等について考えてみる機会を設けましょう。
共助・公助 (町と社協)	● 地域福祉を知る機会を創出し、福祉を身近に考えてもらう環境づくりを進めます。 ● 福祉教育・道德教育の推進、人権尊重のまちづくりを進めます。

7 誰もが地域や社会に参加しやすい環境づくり

久御山町に暮らすすべての人が、様々な人と交流しながら、生涯を通じて自己実現や地域社会での役割を果たすことができるまちになります。

自助・互助 (住民)	● ユニバーサル・デザイン等の、福祉に関する考え方について積極的に学びましょう。 ● 地域福祉に関する講座等に参加してみましょう。
共助・公助 (町と社協)	● 誰もが地域活動等に参加しやすくなるよう、交通や移動・外出に対する支援を実施します。 ● 福祉に関する情報提供を積極的に行います。

8 地域住民の交流の場づくり

「向こう三軒両隣」のごく身近な近所や自治会の単位で、住む人がお互いに顔見知りで、助け合えるあったかい地域づくりを進めます。

また、住民が自分たちの力で「わたしたちのまち久御山」を作るための、主体的な意識づくりを進めます。

自助・互助 (住民)	● 集いの場や自治会等に参加し、地域の人と交流しましょう。 ● 地域における見守りを行い、お互いに支え合い、助け合いましょう。
共助・公助 (町と社協)	● 交流の促進、居場所づくりを行い、誰もが交流できる環境を整えます。 ● 見守り活動の実施に向けた支援を行い、地域福祉の推進に努めます。



重点
取組

包括的な相談支援ネットワークの構築

地域では、病気や障害、貧困、外国籍、ひとり親家庭等、様々な要因により困りごとを抱えている人がいます。さらに、8050問題やダブルケア、DVや虐待、ひきこもり、ヤングケアラーなど、複合的な課題や制度の狭間にある課題など対応が難しいケースもあり、これまでの分野別での相談支援体制では対応が困難な状況となっています。

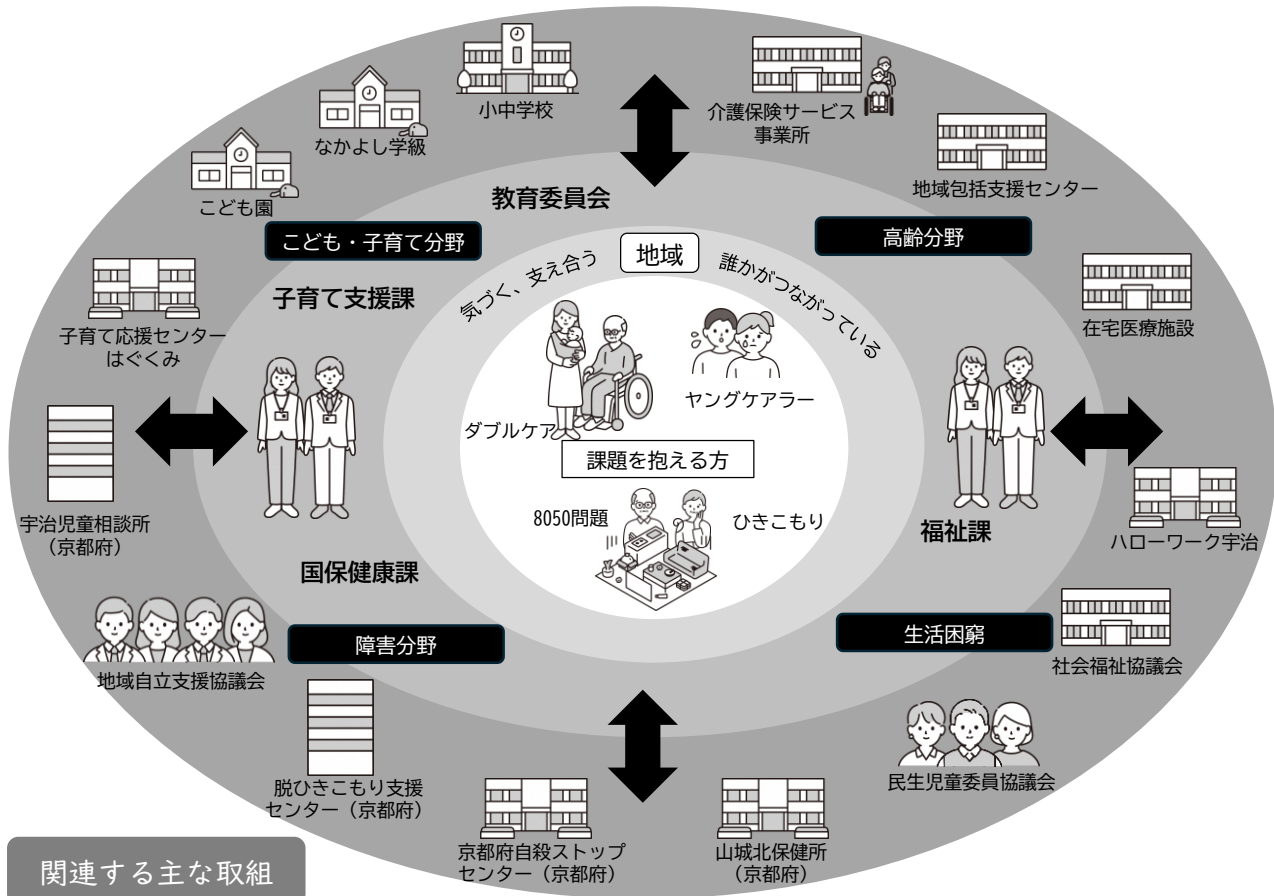
複雑化・複合化している地域生活課題の解決に向けて、支援を必要とする方を早期に発見し、取りこぼすことなく支援するために、属性を問わない包括的な相談支援ネットワーク「くみやま“あい”をつなぐプラットフォーム」を構築します。

今後は、地域住民が課題を抱える方とつながりを持ち、支援機関へ相談する後押しをしたり、相談につながらなくても寄り添ったりすることで課題の深刻化を防ぐことができるよう地域づくりを進め、包括的な支援体制の充実を図ります。

また、この「属性を問わない相談支援」及び「地域づくり支援」に加え、「参加支援」を一体的に実施する体制の整備を進めます。

くみやま“あい”をつなぐプラットフォーム

課題を抱える方の属性や制度・サービスの適用可否を問わず相談を受け止め、久御山町相談支援ネットワーク内におけるそれぞれの支援機関が適した支援を実施します。



関連する主な取組

- 各種相談窓口の充実
- 心配ごと相談所等の開設

柱Ⅰ-施策(Ⅰ) 包括的な相談体制の充実
【36・50 ページ】

3 地域福祉計画における町の具体的な取組内容

I 地域福祉推進体制の強化

(1) 包括的な相談体制の充実

取組	内容	担当課
相談窓口の周知	広報紙やホームページ、機関紙、パンフレットなど多様な手段で、相談窓口の業務内容等の情報を周知し、住民にとって身近な存在にします。	福祉課
各種相談窓口の充実	住民が安心できる暮らしを支えるため、ひきこもり、生活困窮など様々な相談ごとに対応できる相談窓口の充実をめざします。	福祉課
相談窓口ガイドの作成・更新	町内の各種相談窓口一覧を作成し、全世帯に配布します。また、作成後は定期的に情報の更新を行います。	福祉課
包括的な相談支援ネットワークの構築	様々な生活課題を抱える方の相談窓口の充実をはじめとする、包括的な相談体制の充実に努めます。また、複合課題を抱える方の相談に対し、それぞれの相談支援事業所等の様々な主体がネットワークに参画し、課題を共有しながら支援を進めます。	福祉課
☆重点取組 P35 参照		
はぐくみ定期便の実施	生後3か月から満1歳までの乳児のいる家庭に訪問支援員が訪問し、子育ての不安や悩みの聞きとりや育児環境の把握、オムツなどの育児用品の配布を行うことで、相談・見守り・経済的サポートの充実を図ります。	子育て支援課

(2) 地域における課題の収集と共有

取組	内容	担当課
地域における生活課題の調査と収集	高齢者等実態調査を民生児童委員協議会と町社協が3年ごとに協働で実施しています。また現在2地域で作成された要配慮者台帳の情報をもとにした福祉マップづくりを他の地域へも啓発していきます。	福祉課
地域福祉活動推進と個人情報保護の両立	地域福祉活動の推進と個人情報の保護の両立について、住民とともに様々な研修等を実施します。	福祉課

(3) 福祉サービスの利用援助とケアマネジメント機能の充実

取組	内容	担当課
福祉制度やサービスの周知・啓発	「広報くみやま」やホームページ、パンフレットなどで、各種福祉制度やサービスの周知・啓発を行います。	福祉課
相談やサービスに関わる人材の研修の充実	町職員や町社協職員、ケアマネジャー、相談支援事業所の相談員等の研修機会を充実させます。	福祉課
ケア会議等の充実と「地域包括ケア推進会議」の実施	ケアマネジメントのあり方等を検証、検討する既存の地域ケア会議や、困難事例等個別のケースを随時検討するケース会議の充実を図ります。また、可能な限り「ワンストップ」でのサービス提供ができるよう、各所管課や各機関の担当者が必要に応じて参加し、連携・調整を図る「地域包括ケア推進会議」を開催します。	福祉課

1 地域福祉推進体制の強化 関連指標

指標名	単位	基準	目標	
		R6	R12	R17
相談機関の認知度（町地域福祉に関するアンケート調査）	%	69.5	72.0	75.0
「相談できる人はいない」「どこに相談したらよいかわからない」の割合（町地域福祉に関するアンケート調査）	%	7.3	7.0	6.5

2 誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり

※具体的な取組内容については第5章にて明記。

3 成年後見制度の利用促進

※具体的な取組内容については第6章にて明記。

4 私もかかわるまちづくりの推進

(1) 住民による相互支援活動の展開

取組	内容	担当課
住民や町社協等との協働の推進	地域福祉活動の活性化や多様な住民参加システムの構築、また、住民参加の機会の拡大を図りながら、住民と町、町社協等が協働する中で、それぞれの役割を果たし、様々な課題に取り組んでいきます。	福祉課
町域での話し合いの機会の継続実施	町と町社協が主体的に実施する話し合いの機会を継続的に行うことで、地域福祉に関する理解を広げ、今後の町の福祉を担う人材の掘り起こしを行います。	福祉課
げんきサポーターの活動推進事業	地域共生社会の担い手であり、歩くまち「くみやま」を推進する「げんきサポーター」の活動する場として、既存福祉団体等とのマッチング等の基盤整備を行い、活動の場を広げます。	福祉課



歩くまち「くみやま」推進事業

久御山町では、高齢者をはじめ、すべての住民が健康的なライフスタイルにつながり、「歩く」ことを通して、人との出会いを生む仕掛けや仕組みづくりを構築することを目的として取り組んでいます。

「歩く」ことを1つのテーマとして長寿健康のまちづくりを目指す事業で、全世代が日常にもっと「歩く」ことを根付かせ、「歩きたくなる環境」を整備し、歩く人を増やし、生涯にわたる心身の健康づくりと病気・介護の予防につなげていきます。



(2) 各種団体活動の充実とネットワークの強化

取組	内容	担当課
住民活動団体同士の交流促進	グループや組織、関係団体等が交流する場を提供し、相互理解を深め、住民活動の充実が図れるよう努めます。	企画財政課
当事者の組織化支援	当事者の交流と連携を図り、必要に応じてその組織化及び活性化を推進します。	企画財政課
自治会と福祉会の連携	自治会と福祉会がともに地域福祉活動に取り組めるよう交流等を促進します。	企画財政課

(3) 支援者をつなぐセーフティネットの構築

取組	内容	担当課
住民や関係機関の連携	住民や関係機関等が連携して福祉活動に対する意識の高揚を図り、地域福祉のネットワークを築いていきます。見守りネット全体会議やその他事業を活用して、地域福祉会や住民と各関係機関が交流や連携を図れる取組を進めます。	福祉課

4 私もかかわるまちづくりの推進 関連指標

指標名	単位	基準	目標	
		R6	R12	R17
げんきサポーター活動の場の提供数	件	1	3	5
大学等との“共動”による住民活動の件数	件	13	15	15

“共動”…行政、住民、事業者、その他町に関わる方すべてが“共”に“動”くことで、大きな感動や躍動につながるという意味を込めた本町の造語

5 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり

(1) 住みよい地域環境づくり

取組	内容	担当課
不法投棄の防止	保健所や警察と協力し、監視パトロールや防止看板の設置による不法投棄防止の啓発を進めます。また、住民による監視を呼びかけます。	住民課 産業・環境政策課
ふん害等の防止	ペットの飼い主のマナーを高めるため、広報紙、看板、ふん回収袋配布で啓発するとともに、監視パトロールを進めます。	産業・環境政策課
身近な公園の整備	住民の安らぎやふれあいの場となる身近な公園の計画的な整備に努めます。また、公園について、段差解消や車いす用のトイレ改修等のバリアフリー化を進めます。	建設課

(2) 安全・安心なまちづくり

取組	内容	担当課
自主防災組織の育成と支援	災害時に住民が迅速に避難や対応ができるよう、各地域における自主防災リーダーの育成を支援するとともに、研修会の実施や必要な資機材の整備を支援します。	総務課
地域における防犯・防災への意識啓発	自治会や自主防災組織、サークル、広報紙や講座等で防犯・防災への意識啓発を行います。	総務課
地域における防犯・防災対策の推進	災害時だけでなく、日常的な支え合い活動にもつながる福祉マップづくりや避難行動要支援者の把握等、防犯・防災対策の推進を図ります。	総務課
防災・防犯情報メール配信システムの周知と利用促進	町の登録型戸別受信システムへの登録を促すとともに、京都府の防災・防犯情報メールへの登録もあわせて啓発します。	総務課
安全な道路環境の整備	住民要望を踏まえ、順次交通安全施設の設置や幅員拡大等の整備を進めます。	建設課
交通安全運動の推進	交通安全対策協議会や警察と連携し、交通マナーの遵守や交通安全意識の啓発を進めます。また、交通安全教室の実施、小学校区ごとの登下校時の見守り活動を行います。	建設課

(3) 配慮が必要な方への支援

取組	内容	担当課
虐待の未然防止と迅速な対応の実施	相談体制の充実や各関係機関の連携強化による、虐待の早期発見、早期対応に努めます。 くみやま子育て応援センター「はぐくみ」では、児童虐待に対して関係機関と連携しながら継続した支援を行います。	総務課 福祉課 子育て支援課 学校教育課
生活困窮者（世帯）への支援	生活困窮者（世帯）の早期発見及び生活保護者（世帯）の自立生活支援を行います。また、「こども未来魅力化アクション・プラン」を策定し、生活困窮世帯のこども等の早期発見・早期支援につなげます。	福祉課 学校教育課
犯罪被害者への支援	犯罪被害に遭われた方やその遺族・家族の方が受けられた精神的負担を軽減するため、相談窓口の開設や経済的支援を含めた総合的な支援を行います。	総務課
ひきこもり状態にある方への支援	ひきこもり状態にある本人や家族等を支援するため、相談体制を整備します。あわせて、国や京都府、関係団体との連携を図り、交流や社会復帰、就労のための訓練の機会、憩いの場の創出を進めていきます。	福祉課
ごみ出しが困難な世帯への福祉収集サービス	ごみを収集場所へ出すのが困難な世帯に対して、住民同士の助け合いと安否確認もかねて、ごみ出しのあり方や新たなサービスの開発につなげます。	住民課
認知症の方への対応	認知症になっても家族とともに住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症に対する正しい知識の啓発や相談体制の整備、家族への支援、地域での見守り環境の整備を行います。	福祉課
家族介護者・介助者への支援	家族介護者の心身の負担をより軽減するよう、家族介護者の交流事業や支援金の支給を行います。また、障害のある方の家族会の活動支援を進めていきます。	福祉課
多文化共生の推進	外国籍住民に対して、情報発信をする際はわかりやすい方法で情報や適切なサービスの提供を行います。 また、地域において、多文化共生に関する意識啓発を図るなど、地域との交流を進めていきます。	各課
誰にとっても理解しやすい住民対応	高齢者や障害者、外国籍住民など誰に対してもわかりやすい窓口等の対応ができるよう、やさしい日本語や翻訳ツール、コミュニケーション支援ボードの普及に努めます。	各課
すき間のない支援の推進	制度の狭間でサービスを受けられていない、様々な配慮が必要な方の個々のニーズに対応した、個別支援の充実に努めます。	福祉課



多文化共生のまちづくり～満月の夜祭り～

本町における外国人人口割合は、府内でも上位となっており、ベトナムやタイ、中国等の国籍の方が久御山町で暮らしています。

日本の十五夜にあたるお祭りの日は、ベトナムでは「中秋節」と呼ばれ、こどもたちの幸せと成長を願う大切な行事です。

町内在住のベトナム人がこの中秋節を久御山町で実施しようと「満月の夜祭り」を企画し、日本とベトナムのこどもたちが一緒に楽しみました。



5 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり 関連指標

指標名	単位	基準	目標	
		R 6	R12	R17
自治会単位での福祉防災マップの作成か所	か所	2	5	8
要支援者等宅への防火訪問の実施	世帯	150	全世帯	全世帯
公園整備	か所	45	45	45
家族介護者交流事業参加者	人	20	40	40

6 地域福祉について学ぶ場と知る機会づくり

(1) 地域福祉を知る機会の充実

取組	内容	担当課
企業の社会貢献活動の推進	町内を活動拠点とする企業と協働し、地域福祉推進と企業活動の向上をともに推進していきます。	産業・環境政策課
広報活動の充実	「広報くみやま」、「町民カレンダー」、その他パンフレットなどの紙面やホームページの充実を図り、住民の地域福祉についての理解を深めます。	福祉課

(2) 福祉教育・道徳教育の推進と青少年健全育成

取組	内容	担当課
就学前における福祉教育の推進	認定こども園において、福祉施設訪問やシニアクラブとの交流活動を実施します。	学校教育課
小中学校における福祉教育の推進	小学校と中学校で、介護体験等実践的な福祉の体験学習を実施するとともに、PTA、各種団体、ボランティアを通じて朝のあいさつ運動を行います。また、町社協や各種福祉団体において、児童や生徒の福祉に関する学びについての協力を行い、こどもたちに人権意識や他者理解を深める機会を提供します。	学校教育課
道徳教育の推進	豊かな人間性を育む心の教育を推進するため、地域ぐるみの取組や集団生活を通じた指導を充実させます。	学校教育課
青少年の健全育成の支援	青少年健全育成協議会等の活動を推進するため、積極的に支援を行います。	生涯学習応援課

(3) 人権尊重のまちづくり

取組	内容	担当課
ノーマライゼーション意識の向上	情報誌やイベントなど、様々な機会や方法を使い、障害等に起因して社会的に弱い立場に置かれがちな人々への住民の理解を促進し、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組めるよう努めます。	福祉課
こどもたちへの人権教育の推進	幼児・児童・生徒の生きる力の育成や発達段階に対応した体系的・計画的な人権教育を推進します。	学校教育課
人権啓発活動の推進	広報紙、パンフレット、街頭活動等を通じて人権啓発を展開します。	総務課 住民課

人権研修の推進	住民等を対象とした人権研修を行うとともに、町職員、教職員、福祉サービス従事者等を対象とした研修会を開催します。また、より時代に即した研修となるようテーマや内容など工夫に努めます。	総務課 住民課 学校教育課 生涯学習応援課
人権相談の実施	差別や人権侵害、生活上の悩みなどに対応するため、関係機関と連携して相談を行います。	住民課

6 地域福祉について学ぶ場と知る機会づくり 関連指標

指標名	単位	基準	目標	
		R6	R12	R17
街頭啓発における啓発物品配布数	個	1,520	1,520	1,520
人権啓発研修会参加人数	人	55	80	100

7 誰もが地域や社会に参加しやすい環境づくり

(1) 公共交通の充実と移動手段の確保等

取組	内容	担当課
移動や公共交通利用への支援	高齢者のバス利用の助成等、移動支援サービスの実施等に努め、誰もが外出しやすい環境づくりを進めます。また、住民と町がともに地域交通のあり方を検討する久御山町地域公共交通会議を開催し、よりよい交通システムを検討し、課題解決に努めます。	福祉課 新市街地整備課
高齢社会を見据えた移動の支援	通院や買い物、金融機関等への移動に不便を感じる高齢者等への支援を検討し、課題解決に努めます。	福祉課 新市街地整備課
買い物支援の実施	食料品等の日常の買い物が困難な方に対して、住民活動による買い物代行支援やシルバー人材センターや民間業者による宅配サービスなどの買い物支援システムの構築に努めます。	福祉課



のってこタクシー&のってこ優タクシー

デマンド乗合タクシー「のってこタクシー」とは、住民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、町内を一つのエリアとし、電話予約の上、地域の集会所等に設置した各停留所間を移動できるサービスです。

また、路線バスへの乗車が困難な方に対しては、「のってこタクシー」制度を活用した、より乗車しやすい「のってこ優タクシー」を実施しています。



(2) ユニバーサル・デザインのまちづくり

取組	内容	担当課
ユニバーサル・デザインの啓発	広報紙やイベントなどを通じて、ユニバーサル・デザインの考え方の普及を図ります。	福祉課
安心して歩ける道路の整備	町道について、ユニバーサル・デザインの観点で、歩道等の整備に努めます。また、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックなどの整備等を進めます。	建設課
公共施設、学校改修	各公共施設においてさらなるバリアフリー化を進めます。また、学校施設においてはこどもたちの多様性に応じた施設となるよう改修を進めます。	企画財政課 福祉課 学校教育課 生涯学習応援課

ホームページの充実	誰もが情報を手に入れやすいよう対応した、ホームページ作成に努めます。	総務課
-----------	------------------------------------	-----

(3) 福祉情報の提供の充実

取組	内容	担当課
地域福祉を学ぶ機会の提供	自治会ごとの介護予防教室等の開催を進め、居宅で安心して生活をするための情報の提供を行います。	福祉課
地域福祉参画に向けた情報取得機会の充実	福祉等に関する情報を広報紙やパンフレット、ホームページなど様々な媒体で提供できる体制を整えます。	福祉課
コミュニティ放送の活用	町のお知らせや話題、災害時の情報等をタイムリーに提供するため、FMうじ放送の活用を図ります。	総務課
町出前講座の開催	町の制度や施策を理解できるよう、団体・グループの会議等に職員を講師として派遣し、わかりやすく説明します。	総務課

7 誰もが地域や社会に参加しやすい環境づくり 関連指標

指標名	単位	基準	目標	
		R6	R12	R17
のってこ優タクシー利用登録者数	人	93	100	120
高齢者バス助成申請件数	件	679	700	720
出前講座の開催回数	回	44	50	50

8 地域住民の交流の場づくり

(1) 誰もが集える交流や憩いの場づくり

取組	内容	担当課
住民同士の多様な交流の促進	障害の有無等を問わず、こどもから高齢者まで、世代を超えて誰もが集える、住民同士のふれあいや交流を促進します。	企画財政課
多世代間交流の促進	すべての世代の方が気軽に立ち寄り、また、集まることができると提供し、多世代間交流を促進します。	生涯学習応援課
生涯学習活動の促進	住民の自主的な生涯学習活動を支援し、リーダーの育成、活動場所の提供等を行います。	生涯学習応援課
シニアクラブへの支援	高齢者の生きがい対策の充実を図るため、シニアクラブの活動支援を行います。	福祉課
社会参加と生きがいづくりの推進	誰もが地域における役割を持ち、いきいきと輝き活躍できるよう生きがいづくりの推進を行います。	福祉課
スポーツ・レクリエーション活動の推進	住民誰もが安心・安全に楽しめるイベントを実施し、住民主体のスポーツ・レクリエーション活動を推進します。	生涯学習応援課



久御山まちなにわ構想に基づく取組



「久御山中央公園」と「まちなの駅クロスピアくみやま」を『食』をテーマに結びつけ、緑豊かな憩いと交流、遊びの場を創出するため「久御山まちなにわ構想」を策定し取組を行っています。

住民団体「KUMIDAN」主催のイベント「くみやま まちのがっこう」では、キッチンカーやハンドメイドのブースが出展、ステージではダンスや歌のパフォーマンスが行われ、新たな出会いやつながりが生まれる場となっています。

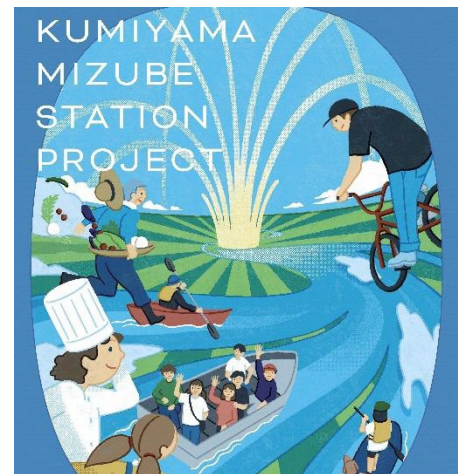


KUMIYAMA MIZUBE STATION PROJECT

久御山町は木津川と宇治川に囲まれ、古くから人々の生活に川が親しまれてきました。

町では、水辺と川、久御山町の資源を生かし、宇治川沿いでの拠点づくりを行う『KUMIYAMA MIZUBE STATION PROJECT』を発足しました。このプロジェクトは、新たに町が整備する拠点施設と国土交通省が整備する防災施設を活用して、水辺を活かしたトライアル（みんながやってみたいことを実現する）の拠点をつくるプロジェクトです。

『KUMIYAMA MIZUBE STATION PROJECT』を通じて、久御山町内外の人や資源が接合し、さらに魅力を増して波及していく拠点（（仮称）MIZUBE ステーション）づくりを、住民とともに一緒に進めていきます。



(2) 自治会活動の推進

取組	内容	担当課
自治会活動への支援	自治会活動を支援するため、町政協力金の支給や新たに住宅開発された地域等に対して自治会の組織化に向けて支援します。	企画財政課
自治会加入の促進	自治会の未組織化地域や加入率の特に低い自治会に対して、積極的に加入促進等の働きかけを行います。	企画財政課
公会堂等への補助支援	老朽化した公会堂等の新增改築補助やバリアフリー化補助を行います。また未設置地区への公共施設の開放や施設整備補助を進めます。	企画財政課
自治会の児童遊園整備への支援	自治会が管理している簡易児童遊園の整備に対して事業費を補助し、支援します。	子育て支援課
自治会と町、町社協の連携	自治会長会や住民懇談会等の継続的な開催による、自治会と町、町社協の連携の強化、住民意識の変革と担い手の掘り起こしに努めます。	企画財政課
自治会同士の交流の促進	自治会長同士の交流事業やイベントなどによって自治会同士の交流促進を図ります。	企画財政課

(3) 地域福祉・見守り活動の推進

取組	内容	担当課
見守り体制の整備	地域の誰もが顔なじみのあったかい地域となるよう、ひとり暮らし高齢者や認知症の方・障害者等への見守り活動や訪問活動の充実を図り、地域全体で緩やかに見守り合う「お互いさま」の気持ちをみんなで高める雰囲気づくりを進めます。	福祉課
要配慮者の把握や地域における身近な支援の促進	住民が日頃から配慮が必要な地域内の住民を把握し、異変が生じたときや災害時に備えるよう、各住民団体の活動を促進します。	福祉課

8 地域住民の交流の場づくり 関連指標

指標名	単位	基準	目標	
		R6	R12	R17
自治会への加入割合	%	42.2	50.0	50.0
いきがい大学参加者数	延べ人数	965	760	840

4 地域福祉活動計画における社会福祉協議会の具体的な取組内容

I 地域福祉推進体制の強化

(1) 包括的な相談体制の充実

取組	内容
心配ごと相談所等の開設	相談業務担当者の資質向上、関係機関との連携強化等を進めることで相談機能の強化を図ります。
弁護士及び司法書士による無料法律相談の開設	開設回数や開設時間等を含め、現在の状況で継続して実施します。 (弁護士相談：月1回、司法書士相談：隔月)
地域に密着した総合相談支援体制づくり	身近な地域での相談から専門的な相談へとつなげることのできる体制づくりを進めます。また、どの窓口で相談を受けても、内容に応じた相談機関と連携して解決につなげていける流れを作ります。
相談窓口の周知	広報紙やホームページ等により、相談窓口の情報提供を行います。



心配ごと相談所

どこに相談していいかわからないときや誰かに話したいけど話しにくい場合などに安心して相談できる窓口です。専門的な相談に関しては適切な相談窓口をご紹介します。



(2) 地域における課題の収集と共有

取組	内容
高齢者世帯等調査の実施	高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者の在宅介護者を対象にアンケート調査を行い、調査後の結果を今後の取組に十分に活用します。 ※3年に1回実施予定
新たな福祉ニーズ調査実施	今日の生活課題を抱える世帯を対象とした新たな福祉ニーズ調査を必要に応じて行います。

(3) 福祉サービスの利用援助とケアマネジメント機能の充実

取組	内容
広報啓発の実施	近隣社協と協働し、事業啓発講座を開催して関係機関等との連携や事業の理解を図り、生活支援員の増員にもつなげていきます。また、住民への各種サロンや町社協出前講座等での事業紹介を進めます。

1 地域福祉推進体制の強化 関連指標

指標名	単位	基準	目標	
		R6	R12	R17
心配ごと相談利用者数（開設日以外の利用分も含む）	人	28	35	50
弁護士及び司法書士無料法律相談回数・件数	回・件	18 58	18 108	24 144

2 誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり

※具体的な取組内容については第5章にて明記。

3 成年後見制度の利用促進

※具体的な取組内容については第6章にて明記。

4 私もかかわるまちづくりの推進

(1) 住民による相互支援活動の展開

取組	内容
福祉を学ぶ講座の開催	ハンディキャップ体験、社会福祉施設等での体験学習、ボランティア活動体験等、学校・企業・地域等の環境に応じた学びの機会の提供を行います。
地域福祉懇談会の開催	自治会や地域福社会等とともに、開催地域の実情に応じた話し合いの機会を作り、進めていきます。
人材育成の推進	ボランティア講座等の実施により、広く住民にボランティア活動の啓発を行い、研修等による人材育成に努めます。
ボランティア活動啓発事業	情報誌、パンフレットの作成等といった、ボランティア活動の推進を図るため、住民へのボランティア活動の啓発や単独発行のボランティア情報誌を継続的に発行し、ボランティア活動への啓発を行います。
ボランティア活動の推進と住民活動への支援	ボランティア活動の推進を図るため、広く住民を対象としたボランティア講座のみでなく、より具体的で、活動につながるような研修会や講座の開催を進めます。
ボランティア活動別講座の開催	ボランティア活動への参加のきっかけや活動に必要な基本理念等を身につける機会として、引き続き各種ボランティア講座を開催します。また受講者のグループ化を図り、活動へつなげます。
ボランティアの集いの開催	ボランティアグループや個人登録ボランティアが一同に集まり、お互いの活動の紹介や現状の報告を行い、相互理解を深めるため、引き続きボランティアの集いを開催します。
ボランティアグループ代表者会議の開催	ボランティア活動の継続化、活性化等についてのボランティア間の意見交換・情報交換の場を設け、ボランティアグループ間の連携の強化を図ります。
ボランティアニーズの把握と情報整理	福祉ニーズ調査等を用いてボランティアニーズの把握や新たな地域の情報収集を実施し、ボランティア活動の場の提供や養成を行います。

(2) 各種団体活動の充実とネットワークの強化

取組	内容
住民活動団体同士の交流促進	グループや組織、関係団体等が交流する場を提供し、相互理解を深め、住民活動の充実が図れるよう努めます。また、町社協においても、各種団体と連携を図り、会員増加への支援を進めていきます。
当事者組織や当事者を支える組織の設立支援	既存の福祉イベントを主要な交流の場として活動する上で、誰でもサロンが活用できるよう広報周知を行い、当事者同士が集まれる機会の支援を行うことで組織化に向けたきっかけとして位置づけます。

(3) 支援者をつなぐセーフティネットの構築

取組	内容
地域福祉リーダーの育成	福祉のネットワークを拡充するため、研修会や勉強会を継続的に開催することにより、地域福祉におけるリーダー層の育成を図ります。
地域福祉活動研修会の開催	地域福祉活動の実践報告等について学び、また、各関係者の意見交換や交流の場とするための研修会を開催します。
住民や関係機関の連携	見守りネット全体会議やその他事業を活用して、地域福祉社会や住民、各関係機関が交流や連携を図れる取組を進めます。

4 私もかかわるまちづくりの推進 関連指標

指標名	単位	基準	目標	
		R6	R12	R17
町内のサークルなどの会員数	人	239	300	350
ボランティアバンク登録者数	人	303	310	320
ボランティアバンク登録団体数	団体	29	32	35
地域福祉懇談会開催数	か所	10	12	12

5 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり

(1) 住みよい地域環境づくり

該当事業なし

(2) 安全・安心なまちづくり

取組	内容
地域防災・減災講座の開催	災害に対する住民の意識向上を図るため、町社協職員の出前講座として実施しながら、開催の呼びかけについても継続的にを行います。
福祉マップづくりの推進	活動の重要性の啓発に努め、地域福祉活動研修会や町社協出前講座等で福祉マップ作成を促します。また、支え合いマップとして、普段の地域福祉活動にも活用を進めます。
災害ボランティアセンター設置運用訓練の実施	参加対象を広げ、継続的にボランティアセンター設置運用訓練を開催（毎年度1回以上）することにより認知度を上昇させ、災害時に迅速に対応できるキーパーソンの育成に努めます。



災害ボランティアセンター

災害が起きた時に、被災者の支援をしたいというボランティア活動者の気持ちと、手助けに来てほしいという被災地のニーズを円滑につなぐ調整が災害ボランティアセンターの大きな役割です。

町社協では、常設型の災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアセンター運営訓練や各種団体と連携したネットワークの構築などに努めています。



(3) 配慮が必要な方への支援

取組	内容
認知症キャラバンメイトの交流の促進	キャラバンメイトとして活動する方が定期的集まる場をつくることで、キャラバンメイトの資質向上を図り、サポーター養成講座の充実に努めます。
認知症サポーター養成講座の開催と呼びかけ	継続的に様々な機会や場所での講座の開催をめざして働きかけます。また、町全体に向けた講座等も開催し、認知症の理解を深め、支援者を養成します。

貸付相談の受け付け	生活課題が深刻化する前に相談に来てもらえるよう、より気軽に相談できる窓口づくりを進めます。また相談の対応も継続しつつ、相談窓口の連携、貸付後のフォローにも力をいれ、相談者の自立に向けた支援を行います。
各種貸付の実施	社協貸付基金、生活福祉資金、総合支援資金、長期貸付基金等の貸付等、状況に応じた制度の活用を進めます。
介護保険事業所・障害福祉事業所等の体制整備	町社協において、住民のニーズに柔軟に対応できる事業所や職員の体制整備を行います。また今後も継続してサービスが提供できるよう人材確保等に取り組みます。
福祉職員研修会の開催	利用者のニーズに合ったサービスの提供を行うため、町社協職員だけでなく、町内福祉事業所に勤務する職員全体向けの資質向上研修会を開催します。
ささえ愛サービスの充実	ささえ愛サービスの支援内容や支援の質を拡充し、配慮が必要な住民それぞれの安定した生活しやすい環境づくりを進めます。 また、協力者の増員を図るために、啓発活動にも取り組みます。
外国籍住民への情報発信	情報発信をする際は外国語の併記や、やさしい日本語を使用するほか、京都府国際センターの相談窓口についても情報発信します。
外国籍住民への円滑な対応	日本語によるコミュニケーションが難しい外国籍住民対応を円滑に行うため翻訳ツールや、やさしい日本語の普及に努めます。



ささえ愛サービス

「困ったときはおたがいさま」の気持ちを持った人たちが、日常生活の家事援助や病院への送迎など、日々のちょっとした困りごとをサポートする有償のボランティアサービスです。



5 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり 関連指標

指標名	単位	基準	目標	
		R6	R12	R17
認知症サポーターの養成人数	人	2,984	3,900	4,900
絆見守りネットワーク参画企業・事業所数	組織	123	130	130

6 地域福祉について学ぶ場と知る機会づくり

(1) 地域福祉を知る機会の充実

取組	内容
地域福祉に関する周知と講座等の充実	地域福祉の考え方を知ってもらい、自らの課題として捉えてもらうための学びの場の提供を行い、主体的なまちづくりへの参画につなげます。
実践的な学びの場の提供	ハンディキャップ体験、福祉の仕事体験、ボランティア活動体験等、各種福祉関係団体が協働して、福祉に関係した実践的な学びの場を提供します。
自治会等への講座開催依頼	町社協出前講座の周知を積極的に行っていきます。
当該地域の課題抽出	高齢者等の実態調査や地域での懇談会等を行い、住民とともにその地域が持つ課題を抽出して課題解決に努めます。
地域福祉講座の開催	町社協出前講座の周知を積極的に行うことで、地域で福祉を学び、地域に目を向ける機会の提供としていきます。
福祉協力員等の資質向上のための研修会の実施	サロン活動のプログラムや介護予防を目的とした運動、脳トレーニングなどをスタッフが行えるよう、技術等の習得の機会を作ります。また、参加者の変化への気づきをもとに地域の課題解決へつなげることのできる体制を作ります。
見守り活動への参画呼びかけの継続実施	生活課題を持つ地域住民を見逃さない絆ネットワークの一員として企業にも見守り活動へ参画してもらう呼びかけを行います。
認知症サポーター養成講座の共同開催	認知症を理解する機会として認知症サポーター養成講座を商工会や企業、JA等と協働して企画、開催することで認知症の理解を深め、通常業務の中での無理のない見守りにつなげ、社協や地域包括支援センターなどとの連絡体制を構築していきます。
定期的な情報誌の発行	掲載内容や発行時期等の調整を行いながら住民に親しんでもらえる広報紙として、紙面の充実を図っていきます。
ホームページの充実とSNSの活用	ホームページにおける案内・報告等の内容更新を迅速に行い、きめ細かな情報提供に努めます。また、LINE やInstagramなどのSNSを活用することで幅広い世代への情報提供を進めます。
高齢者・障害者にやさしいお店情報誌の作成	高齢者や障害のある方等、日常生活に不便を感じている方の生活を豊かなものにするため、作成した地域のお店情報誌を必要に応じて改訂し、発行します。
町社協紹介パンフレットの作成	地域福祉についての理解を進め、福祉団体を知ってもらうための社協ガイドブックについて、定期的な修正加筆は必要であるため、5年程度の間隔で新たなガイドブックを作成します。

(2) 福祉教育・道徳教育の推進と青少年健全育成

取組	内容
小中学校等への福祉関係人材の派遣	学校等が実施する福祉を学ぶ授業等へ生活課題当事者やボランティア活動者を派遣し、実際の声を聞き体験する機会を提供します。
介護施設での福祉学習の受け入れ	中学校等が実施する職場体験の一環として、通所事業所等が希望者を受け入れ、直接利用者とふれあえる機会を提供します。

(3) 人権尊重のまちづくり

取組	内容
町社会福祉大会の開催	福祉活動の理解促進と福祉貢献者への感謝を表する大会を隔年で開催します。 ※隔年開催
ふれあい福祉まつりの開催	町内の在宅福祉、医療に関係のある団体や、ボランティアグループの参画を進め、より開かれた福祉まつりをめざします。
広報周知活動の実施	広報紙やホームページなどを活用して当事者団体が発信できる機会の提供に努めます。
地域と当事者をつなぐ事業	障害の有無や世代、性別に関係なく誰もが連携できる関係づくりをめざすため、当事者団体の方々が地域で関係づくりを進めることができる取組についてともに考える機会を作ります。



ふれあい福祉まつり

町内で活動をされている関係団体を広く知ってもらうために開催しています。ボランティアグループや医療・福祉施設の活動紹介、ステージ発表、手づくり品の物販、活動の様子などの動画上映、キッチンカーによる販売等を行っています。



6 地域福祉について学ぶ場と知る機会づくり 関連指標

指標名	単位	基準	目標	
		R6	R12	R17
社協の出前講座	件	0	5	10
ふれあい福祉まつりの住民参加人数	人	180	200	220

7 誰もが地域や社会に参加しやすい環境づくり

(1) 公共交通の充実と移動手段の確保等

取組	内容
ささえ愛サービス (移送サービス)の 推進	住民参加型の在宅福祉活動として協力会員の確保と養成に重点を置き、広報周知と研修会等を実施します。また、利用会員についても啓発を進めることで増加をめざします。なお、他機関の実施する同様のサービスやボランティア活動との連携体制も確立します。
ゆったりケアサービスの推進	町社協の訪問介護利用者のうち、通院等介護保険で対応できない方を対象に外出を支援する「ゆったりケアサービス」を実施します。
買い物送迎サービスの推進	買い物送迎サービスを支援する活動について、さらにボランティアグループ等に参画への声かけを行い、多くの協力のもとで買い物支援に取り組むことができる環境を作ります。

(2) ユニバーサル・デザインのまちづくり

取組	内容
ホームページの充実	障害の有無に関係なく情報を取得できることに配慮したホームページの作成を行います。
情報誌やパンフレット等の充実	紙媒体での情報提供について、視覚障害者等にも情報が届くよう、音声コードの導入などに努めます。

(3) 福祉情報の提供の充実

取組	内容
地域福祉活動研修会 や見守り活動研修会 等の継続的な開催	町全体を対象とした地域福祉活動に関する学びの機会を継続的に開催します。
少人数を対象とした 福祉講座の開催や講師の派遣	自治会や事業所、学校等からの依頼により、少人数を対象として、身近な課題に触れていただくことのできる機会の提供を行います。
終い支度セミナーの 継続開催	高齢期における生活課題や先の不安などを解消するため、エンディングノートの書き方や生前整理のことなどを学ぶセミナーを開催します。

7 誰もが地域や社会に参加しやすい環境づくり 関連指標

指標名	単位	基準	目標	
		R6	R12	R17
ささえ愛移送サービスの利用回数	回／年	193	250	300
ささえ愛サービス（家事支援）の利用時間	時間／年	23	30	50
買い物支援ボランティア活動者	人	14	25	50

8 地域住民の交流の場づくり

(1) 誰もが集える交流や憩いの場づくり

取組	内容
誰でもサロン活動の推進	サロン開設に向けた声かけを進めるとともに、今後は福祉当事者への支援として、認知症カフェ、障害者サロン、子育てサロンなどへとつながるような声かけも進めていきます。
世代や障害の有無を越えた交流事業	誰でもサロンの活用を前提として、既存の地域福祉会だけでなく、ボランティアなど様々な団体へ声かけを行い、交流の場づくりを進めます。
地域の居場所づくり	地域の居場所や集まり、活動の拠点としてほっとハウス「チエさん」を運営します。
子育て支援活動の啓発	子育てサロン活動等の支援活動について、広報紙やチラシ、地方新聞等を活用し、さらに多くの人に参加してもらえるきっかけづくりを行います。
講座の開催	退職後の生き方についての啓発と人材能力発掘と開発を主目的とし、健康保持・増進と生きがいづくりを図ることができる講座を継続的に開催し、シニア世代の地域デビューを支援します。 ※隔年開催



ほっとハウス「チエさん」

地域で集まり、活動したい人が集える場所です。ボランティア団体や当事者団体などが、この場所で福祉活動をしています。



(2) 自治会活動の推進

該当事業なし

(3) 地域福祉・見守り活動の推進

取組	内容
訪問活動の促進	傾聴ボランティア活動を進めるなど、ひとり暮らし高齢者等への訪問活動を促進・支援します。
傾聴ボランティア養成講座の開催	傾聴ボランティアグループ「こころ」と協働し、傾聴の大切さや技術を学ぶ研修会を開催し、ボランティアや地域活動者の資質向上を図ります。また、同時に傾聴ボランティアの増員にもつなげます。
絆見守りネットワーク事業の啓発・周知	様々な媒体や機会を活用して、絆見守りネットワーク事業についての啓発・周知を行います。

コミュニティソーシャルワーカーの活動推進	地域包括支援センターや町社協に相談された個別事例に対応して、すぐに地域へ出向き、適切な機関と連携し、課題解決や継続的な支援をします。
見守り協力企業との連携	町内企業等と地域での見守りについての協力体制をとることで、ネットワークの網の目をさらに細かいものにし、気になる人の見落としをなくす取組を進めます。
地域福祉会での見守り活動の充実	地域での見守りや個別訪問活動について、それぞれの地域に応じた形で推進を図ります。また、地域において気になる方等の相談があったときに関係者が一同に会してそれぞれのできることを出し合い、課題解決に向けた会議開催を進めます。
高齢者世帯等実態調査の継続実施	民生委員・児童委員との協働による高齢者世帯等の調査を実施し、見落としのない福祉ネットワークの推進につなげます。



みまもりあいプロジェクト

“みまもりあいプロジェクト”とはスマートフォンのアプリを活用し、認知症高齢者の方やこども等、行方不明になった人の捜索に手を貸していただける協力者を増やし、“見守りあえるまち”を育てるプロジェクトで、本町では、地域住民だけではなく、企業や事業所も一緒に取り組んでいます。

このアプリを広めるため、アプリを体験できるイベントや啓発講座を実施しています。



8 地域住民の交流の場づくり 関連指標

指標名	単位	基準	目標	
		R6	R12	R17
傾聴ボランティア活動の利用人数	人	3	6	10
誰でもサロン活動実施か所数	か所	17	20	23
ミニデイサービス参加者数	人	1,813	1,900	2,000

第5章 自殺対策への取組（自殺対策計画）

1 策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成15年に統計開始以降最多の34,427人となり、その後は減少傾向にあります。しかし、依然として毎年2万人を超えて推移しており、年代別にみると10歳代の自殺死亡率（人口10万人に対する自殺者数）は平成29年以降上昇傾向にあります。また、自殺死亡率は、世界の主要先進7か国の中で最も高くなっています。

国は、平成18年に自殺対策基本法を制定し、総合的な自殺対策を講じてきましたが、こうした状況を鑑み、令和7年12月に自殺対策基本法を一部改正し、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策等について規定しました。

本町では、「誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり」に向けた取組を推進します。

2 位置づけ

本章は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき策定する「市町村自殺対策計画」として定め、国の「自殺総合対策大綱」や京都府の「京都府自殺対策推進計画」との整合性を図ります。

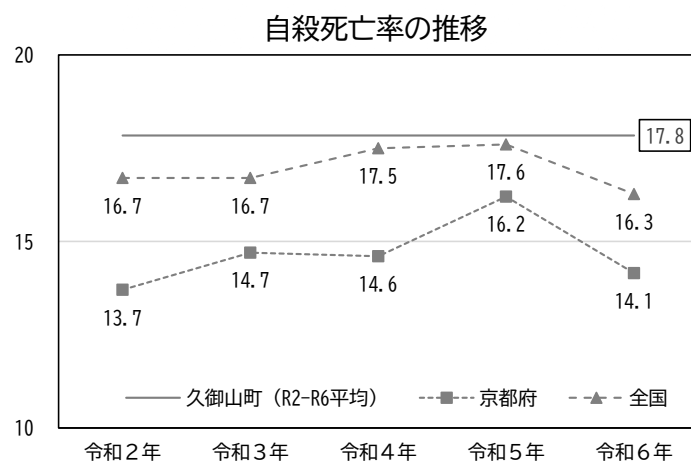
3 久御山町の現状

本町における自殺者数は、0～4人の間で推移し、5年間の平均としては3人となっています。自殺死亡率については、令和2年から令和6年の5年間平均で17.8となっており、京都府・全国より高くなっています。

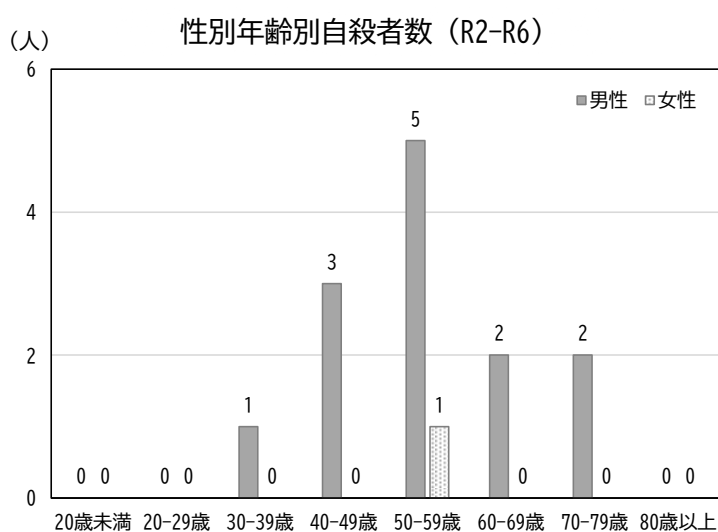
また、令和2年から令和6年の自殺者を性別年齢別にみると、50歳代の男性が多くなっています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	平均
自殺者数	3人	4人	3人	4人	0人	3人
自殺死亡率 (人口10万人対)	18.8	25.3	19.3	25.8	0.0	17.8
京都府	13.7	14.7	14.6	16.2	14.1	14.7
全国	16.7	16.7	17.5	17.6	16.3	17.0

（資料：【厚生労働省】地域における自殺の基礎資料）



（資料：【厚生労働省】地域における自殺の基礎資料）



（資料：【厚生労働省】地域における自殺の基礎資料）

4 町の具体的な取組内容

（1）自殺対策に係るネットワークの充実

取組	内容	担当課
各種関係機関・団体等との連携・強化	民生委員・児童委員や社協の絆見守りネットワーク等、関係機関・団体等と連携を取り、自殺対策に取り組みます。	福祉課
ケース会議等による情報共有の実施	各種関係機関・団体等が抱える課題、住民からの相談内容等を共有し、速やかに適切な対応をしていけるよう取り組みます。	福祉課
人材の確保と支援者への支援	自殺の危険を示すサインに気づき話を聞き、見守ったりする「ゲートキーパー」を担う人材等を養成します。また、自殺予防対策に携わる方の心の健康を維持する仕組みを構築します。	福祉課

(2) 住民への周知と啓発

取組	内容	担当課
相談窓口情報等の発信	「広報くみやま」、LINE やInstagramなどを活用して、様々な悩みの相談窓口の周知を図ります。	福祉課
心の健康に関する講座・イベント等の開催	「自殺に関する講演会」をはじめとする、心の健康や自殺対策に係る講座やイベントを実施し、自殺や自殺予防に関して広く住民への周知を行います。	福祉課
自殺対策強化月間・自殺予防週間の取組	国の取組と連携し、自殺対策強化月間・自殺予防週間の取組を行います。また、啓発物品の配布等を行い、自殺予防に関する啓発活動を実施します。	福祉課
こども・若者に対する周知と啓発の実施	小中学校での自殺対策の講習の実施、二十歳のつどいにおける自殺対策に係る情報周知の実施等、こどもや若者が自殺で悩み自殺に追い込まれることのないよう、支援を行います。	福祉課 学校教育課 生涯学習応援課
児童・生徒の SOS の出し方に関する教育の実施	児童・生徒が悩みや課題に直面した際の対処方法を身につけるための教育、相談体制の周知を行い、悩む児童・生徒を早期に支援へつなぐ体制を整備します。	学校教育課
女性のための相談支援	配偶者等からの暴力や予期せぬ妊娠、育児不安等の困難を抱える女性が相談しやすい環境を整備していくため、相談窓口の周知に努めます。	福祉課 子育て支援課

(3) 生きることへの促進要因への支援

取組	内容	担当課
居場所づくり	すべての住民が地域で孤立することがないように、健康づくりのイベントやスポーツなどを通じて、人と関わる機会を増やすなど、居場所づくりに努めます。	生涯学習応援課
相談支援体制の充実	各種相談支援事業を実施し、相談内容を早期に適切に支援につなげられるよう努めます。また、悩みを抱える方や、自死遺族の方等が、相談しやすい環境を整備していくため、相談窓口の周知に努めます。	福祉課
健康診断受診促進に向けた取組の実施	各種健康診断の受診率促進に向けた取組を進め、住民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、健康増進を心掛けられるよう努めます。	国保健康課
見守り・各種訪問活動の充実	乳幼児全戸訪問等の訪問活動を実施し、悩みを抱える方の早期発見につなげます。	子育て支援課
いじめや不登校に対する対応の強化	小中学校へのスクールカウンセラー配置、別室登校生徒に対する心の教育相談員による相談支援の実施等、児童・生徒が相談しやすい環境づくりを整備し、対応を強化します。	学校教育課

5 社会福祉協議会の具体的な取組内容

（1）自殺対策に係るネットワークの充実

取組	内容
見守りが必要な方の把握	見守りが必要な方を把握し、常に支援できる距離感、相談体制をとります。

（2）住民への周知と啓発

取組	内容
社協だより等広報紙やホームページでの啓発	自殺対策に関する情報や知識を住民へ周知する媒体として、社協の広報紙やホームページを活用します。

（3）生きることへの促進要因への支援

取組	内容
見守り・各種訪問活動の充実	見守り活動を実施し、悩みを抱える方の早期発見に向けた対応を行います。

6 数値目標

国では、自殺死亡率を先進諸国の水準まで減少することをめざし、令和8年までに平成27年比30%減少させることを目標としています。

久御山町では、『自殺者数0』を目標に掲げ、住民とともに誰も自殺に追い込まれることのない町の実現をめざします。

指標名	単位	基準	目標	
		R6	R12	R17
自殺者数	人	0	0	0

第6章 成年後見制度利用促進への取組 （成年後見制度利用促進計画）

1 策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障害その他の精神上の障害があることにより判断能力が不十分になった方の財産を守り、日常生活を支える手段として平成12年に導入されました。しかし、制度が十分に利用されていない状況を鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」）が平成28年5月に施行されました。

促進法において、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画（以下、「促進計画」とします。）を勘案して、当該市町村の区域における利用促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。

国は、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする第二期促進計画を策定し、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、地域共生社会の実現に向けて成年後見制度利用促進の取組をさらに推進していくこととしています。

本町では、判断能力が不十分となり財産の管理や、日常生活に関する支援が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるように、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的に推進します。

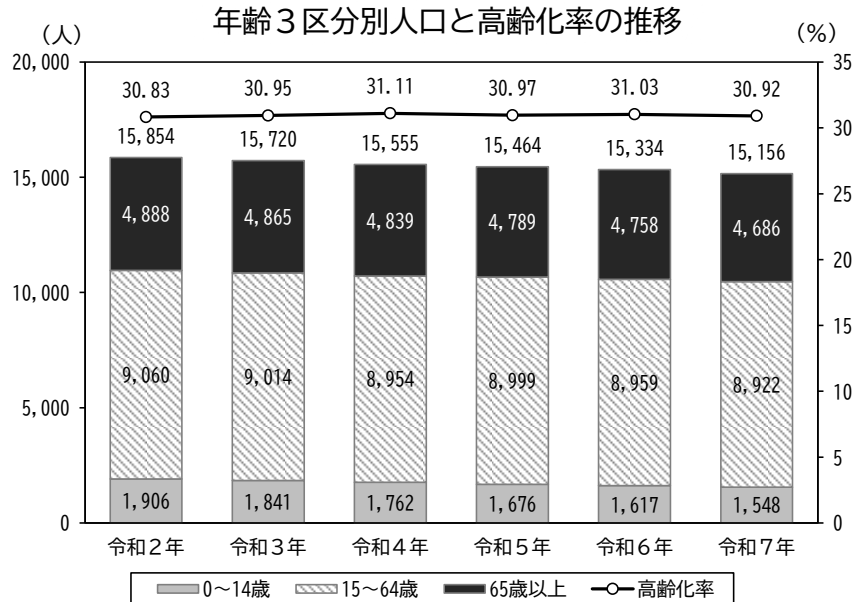
2 位置づけ

本章は、促進法第14条第1項の規定に基づき策定する「市町村成年後見制度利用促進計画」として定め、「久御山町高齢者保健福祉計画」、「久御山町障害者基本計画」との整合を図ります。

3 久御山町の現状

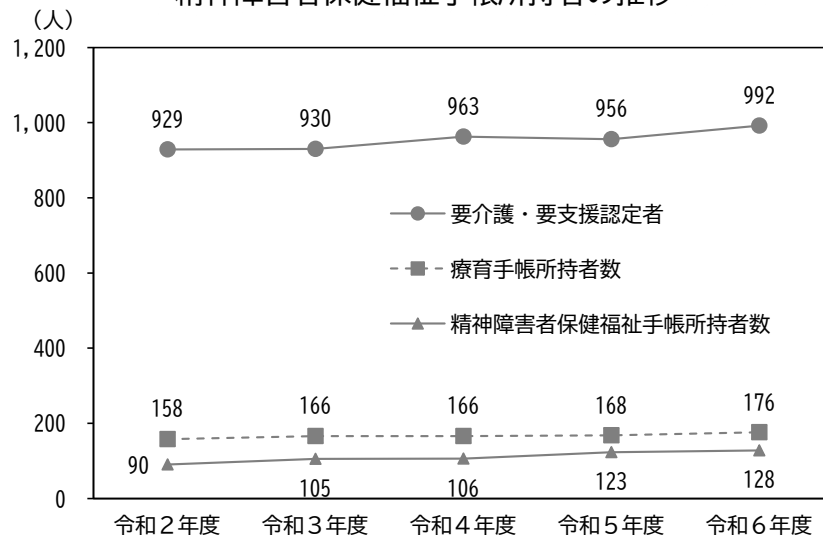
本町の高齢化率は30%を超えており、成年後見制度利用のため、町長による審判の申立や後見人等への報酬助成を行っています。

今後も高齢化の進行による認知症高齢者等の増加が見込まれるほか、知的・精神の障害者手帳所持者なども増加傾向にある状況に比して、成年後見制度の利用は進んでいない状況です。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

要介護・要支援認定者、療育手帳所持者、 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



資料：介護保険事業状況報告月報（各年度9月末現在）

資料：手帳交付台帳登載者数（京都府）（各年度末現在）

◆成年後見制度利用者数

（単位：人）

		令和2年 12月末	令和3年 12月末	令和5年 3月末	令和6年 3月末	令和7年 3月末
法定後見		20	26	32	29	31
内訳	成年後見制度 利用者数	16	17	22	18	18
	保佐	2	6	6	7	9
	補助	2	3	4	4	4
任意後見		0	0	1	1	1
計		20	26	33	30	32

資料：京都家庭裁判所

◆成年後見制度の町長申立・後見人等への報酬助成の利用者数

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町長申立	8	9	7	6	8
報酬助成	4	3	4	4	3

資料：福祉課

4 町の具体的な取組内容

(1) 権利擁護にかかる体制の強化

成年後見制度を必要とする方が適切に制度を利用できるよう、久御山町社会福祉協議会と町関係課が一体となり中核機関として運営していく体制を整備するとともに、福祉・医療・地域の様々な団体等との相談支援ネットワーク（くみやま“あい”をつなぐプラットフォーム）に、司法等を加えた地域連携ネットワークの体制を段階的・計画的に構築していきます。

また、地域連携ネットワーク等での見守り体制の整備により、成年後見人等が孤立することなく相談等が受けられる体制を整備し、不正の未然防止や早期発見を図ります。仮に、成年後見人等の不適切な行為が把握された場合や情報提供があった場合は、必要に応じて家庭裁判所等の関係機関と連携し、迅速な対応に取り組みます。

取組	内容	担当課
権利擁護支援の相談支援体制の充実	適切な権利擁護支援に結びつけるため、町の相談支援体制を構築します。	福祉課
権利擁護支援の必要な方の発見・支援	住民に対し、判断能力の低下に伴う様々な課題等を周知することにより、地域で権利擁護支援を必要とする方の発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。	福祉課
本人の意思を尊重した支援体制の構築	意思決定しやすい環境づくりのため、本人の特性に合わせた対応がとれるよう関係者と連携を図ります。	福祉課

(2) 誰もが利用しやすい制度の運用と周知の促進

支援を必要とする方が安心して制度を利用することができるよう、申立て手続きの支援や町長申立ての実施、申立て費用などの助成など、誰もが利用しやすい制度の運用に取り組みます。

住民や地域連携ネットワークに関わる関係者が制度を知り理解することにより、地域全体で支え合う制度として住民に理解されるよう、制度の周知や啓発活動を実施します。

取組	内容	担当課
制度の広報・周知	「広報くみやま」やホームページなどの広報媒体を活用して、成年後見制度の周知と住民の理解を促進します。	福祉課
相談・対応体制の整備	早期の段階から、成年後見制度の利用について身近に相談できるよう、窓口等の体制の強化を進めていきます。	福祉課
成年後見制度の利用支援	町と社会福祉協議会で連携し、本人や親族等による申立が難しい場合に、町長が家庭裁判所に審判の申立を行うことにより、制度の利用につなげます。	福祉課

5 社会福祉協議会の具体的な取組内容

権利擁護支援を必要とする方が必要なときに安心して支援を利用できるよう権利擁護に関する相談窓口を開設し、必要に応じて成年後見制度に移行する調整を関係機関と連携して行います。

成年後見制度に関する情報の周知や、弁護士や司法書士等による専門的な相談窓口の開設により住民の理解を深め、判断に不安がある方やその家族、将来的に支援の利用を検討している方等が相談しやすい環境づくりを行います。

また、京都府社会福祉協議会や関係機関等と連携し法人後見の推進に努めます。

(1) 権利擁護にかかる体制の強化

取組	内容
権利擁護支援の相談支援体制の充実	適切な権利擁護支援に結びつけるため、社会福祉協議会の相談支援体制を構築します。
法人後見への対応	京都府社会福祉協議会が実施する法人後見の情報共有や業務の分担を行い、必要な支援を行います。

(2) 誰もが利用しやすい制度の運用と周知の促進

取組	内容
制度の周知と理解促進	成年後見制度に関する情報や知識を周知するため、ガイドブック等による広報や司法書士による法律相談を実施します。

相談・対応体制の整備	早期の段階から、成年後見制度の利用について身近に相談できるよう、窓口等の体制の強化を進めていきます。
成年後見制度研修会の開催	生活支援員等事業に関わる方々への制度理解を深めるための研修会を行います。
他制度（成年後見制度等）との連携	成年後見制度等の他制度との連携を図り、スムーズな移行等について準備を行います。
地域福祉権利擁護事業の推進	判断能力に不安がある方に寄り添い、本人の意向を確かめながら支援を行う地域福祉権利擁護事業を推進します。

6 数値目標

指標名	単位	基準	目標	
		R6	R12	R17
成年後見制度の認知度	%	18.7	50	60
成年後見制度についての広報回数（町・社会福祉協議会）	回／年	0	5	7
成年後見制度研修会の開催回数（社会福祉協議会）	回	0	2	2

資料

I 久御山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	選出区分	氏名	役職等
1	有識者	◎ 鈴木 依子	京都女子大学 特任教授
2	町議会議員	中野 ますみ	久御山町議会議員
3	保健・福祉関係者	門脇 雅章	社会福祉法人久御山福祉会 和音くみやま作業所 サービス管理責任者
4		伊藤 佑将	有限会社ライフ・アシスト 統括本部長
5		○ 吉本 康夫	久御山町社会福祉協議会 事務局長
6	各種関係団体の役員または構成員	田口 賀彦	久御山町身体障害者協会 会長
7		岡 知子	久御山町民生児童委員協議会 委員
8		高木 優子	久御山町シニアクラブ連合会 会長
9	行政関係者	瀧本 浩志	京都府山城北保健所 福祉課長
10		犬石 剛史	京都府脱ひきこもり支援センター センター長
11		北村 伸二	久御山町教育委員会学校教育課 指導主事
12		西野 石一	久御山町民生部 部長
13		岩上 太一	久御山町民生部子育て支援課 課長補佐
14		棚野 泰光	久御山町地域包括支援センター センター長 (久御山町民生部福祉課 課長補佐)

(◎：委員長 ○：副委員長)

2 策定経緯

年月日	内 容
令和7年2月上旬 ～2月25日	久御山町の地域福祉に関するアンケート調査実施 1,200人に配布。370票回収（回収率30.8%）
令和7年10月上旬 ～10月24日	久御山町の地域福祉に関する関係団体アンケート調査実施 32団体に配布。19票回収（回収率59.4%）
令和7年10月8日	久御山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（第1回） ●委員委嘱 ●委員長・副委員長選出 ●計画策定の基本的な考え方及び概要について ●久御山町の地域福祉に関するアンケート調査結果について ●久御山町第3期地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画に基づく事業の進捗状況について ●今後のスケジュールについて
令和7年11月13日	久御山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（第2回） ●くみやま“あい”をつなぐ絆プラン 久御山町第4期地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画骨子案等について
令和7年12月10日	久御山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（第3回） ●くみやま“あい”をつなぐ絆プラン 久御山町第4期地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画素案について ●パブリックコメントの実施について
令和7年12月23日 ～令和8年1月22日	パブリックコメント実施 ホームページ及び役場福祉課等の町内7か所の閲覧場所で公開
令和8年2月18日	久御山町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（第4回） ●パブリックコメントの結果について ●くみやま“あい”をつなぐ絆プラン 久御山町第4期地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画（案）等について

3 用語説明

初出 ページ	用語	説明
【あ行】		
56	S N S	S N S は、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる WEB サイトの会員制サービスのこと。
【か行】		
2	協働	異なる強みを持つ主体が、共通の目標の達成に向けて、対等の立場でともに力を合わせて取り組むこと。
30	ケアマネジメント	介護の必要な方に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。狭義では、介護保険において要支援・要介護認定者に行うケアマネジメントを指す場合がある。
21	ケアマネジャー	各市町村からの委託を受け、どのような介護が必要か判断し、ケアプランを作成する専門職。要支援・要介護認定申請の援助やケアプランに沿ったサービスの提供が行われているかをチェックする。
21	傾聴ボランティア活動	ひとり暮らしの高齢者・障害者、人と話す機会が少ない方等に対して話に耳を傾け『聴く』ということによって、相手の心に寄り添うボランティア活動。
18	ゲートキーパー	悩んでいる方に気づき、声をかけてあげられる人のこと。変化に気づく、話を聞く、必要な支援につなげる、見守る役割が期待されている。
2	コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする協同体。地域福祉においては、その中で住民や行政、各種関係団体等のよりよい関係の構築が求められる。
61	コミュニティソーシャルワーカー（C S W）	既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案（制度の狭間や複数の福祉課題）に対し、当事者と適切なサービス・機関をつなぐなど、連携して解決に取り組む者。
【さ行】		
21	サロン活動	高齢者や障害児・者、子育て中の方等、様々な状況にある方たちが地域でいきいきと暮らすためのきっかけや生きがいを見つけ、お互いのつながりを深めるための自主的な交流活動。
33	自立支援	障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な支援。
66	スクールカウンセラー	学校における教育相談体制の充実を図ることを目的に配置される、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者。

初出 ページ	用語	説明
3	成年後見制度	認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方等判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が与えられた成年後見人等が行う仕組みとして、平成 12 年からスタートした制度。
30	セーフティネット	病気や介護、失業といった様々な事態に対応できるよう、網の目のように安全策を張り巡らせ、誰一人取り残さず、切れ目なく支援する社会的な安全機能のこと。社会保障そのものとしての意味を指すこともある。
21	相談支援事業所	障害者や家族からの相談に応じ、情報提供や助言、市や福祉サービス事業者との連絡調整を行う事業所。
【た行】		
2	ダブルケア	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。
24	地域福祉権利擁護事業 (福祉サービス利用援助事業)	判断能力に不安のある方が地域において安心のできる暮らしを続けるため、福祉サービス利用の手続きや日常的金銭管理等の援助を行う事業。
17	地域包括支援センター	高齢者への総合的な生活支援と介護予防の窓口となる地域機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が配置される。
35	D V	D V は、ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。
【な行】		
54	認知症キャラバンメイト	ボランティアで地域の住民、学校、職員等を対象に認知症に関する学習会を開き、講師として認知症サポーターの養成に取り組む。
21	認知症サポーター	厚生労働省がはじめた「認知症を知り地域をつくる 10 か年キャンペーン」の一環で養成する地域の人材。地域で認知症の方が困っているときに手助けしたり、気になる高齢者を見かけたときに民生児童委員等に情報を伝えたりするなどの役割を務める。
43	ノーマライゼーション	誰もが自由に参加できる社会をめざす考え方。高齢者や障害者が、他の人と同様に地域の中で普通に暮らせる社会が健全な社会であるという考え方。
【は行】		
2	8050 問題	ひきこもりの長期化・高年齢化により、80 歳代の親が 50 歳代のこどもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。

初出 ページ	用語	説明
4	パブリックコメント	まちの重要な計画等を策定していく中で、その計画の素案を公表して広く意見を求め、提出された意見等を考慮して計画等に反映させること。
40	バリアフリー	建設設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をすること。
35	プラットフォーム	「壇上」や「(高い) 足場」を指す英語で、そこから駅やバスの乗降場を指す言葉となった。本計画における「くみやま“あい”をつなぐプラットフォーム」では、各種相談事業所がつながる相談の場としての言葉として用いている。
21	ボランティアバンク	地域のボランティアの登録制度で、ボランティアが必要な方とボランティア活動を行う人の仲介機能も果たす。町社協の中に設けられている。
【や・わ行】		
2	ヤングケアラー	家族の介護やその他の日常生活上の世話をを行うことにより、遊びや勉強、自立に向けた就職準備等の時間を奪われたり、ケアによって身体的・精神的な重い負荷がかかったりしている子ども・若者のこと。
18	ユニバーサル・デザイン	年齢、身体の状態、障害の有無等の人々の様々な特性の違いを越えて、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、製品、情報環境等をデザインしていこうとする考え方。
37	ワンストップ	1か所で用事が足りること。1か所で何でもそろふこと。

くみやま“あい”をつなぐ絆プラン

久御山町第4期地域福祉計画

久御山町第5期地域福祉活動計画

発 行：久御山町・久御山町社会福祉協議会

発行年月：令和8年3月

久御山町

〒613-8585

京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地

TEL：075-631-6111／0774-45-0001

FAX：075-632-1899

<https://www.town.kumiyama.lg.jp/>

久御山町社会福祉協議会

〒613-0043

京都府久世郡久御山町島田ミスノ11番地

TEL：075-631-0022

FAX：075-632-3001

<https://kumishakyo.or.jp/>
